

第6次佐倉市障害者計画 第6期佐倉市障害福祉計画 (令和3年度～令和5年度)

～ 障害のある人もない人も一人ひとりが
自分らしく支え合い暮らせるまち・佐倉 ～



令和3年3月
佐倉市

表紙イラスト ©睦月

挿し絵 ©睦月

は じ め に

佐倉市では、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、これまでもさまざまな障害者施策を展開してきました。

このたび、第5次佐倉市障害者計画等の計画期間が終了することから、令和3年度を初年度とする「第6次佐倉市障害者計画」と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定した「第6期佐倉市障害福祉計画」を策定しました。



障害福祉を取り巻く環境は「障害」の捉え方の変化、心のバリアフリーへの理解、障害の特性に応じた切れ目のない支援の必要性など、複雑かつ多様化しております。また、人口構造や社会情勢の変化により、地域を支える基盤が弱まるなど、これまで以上に人と人、人と資源のつながりを大切にした共生社会の実現が求められております。

こうした状況の変化に応じて、「第6次佐倉市障害者計画」では、「～障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく 支え合い 暮らせるまち・佐倉～」を基本理念に掲げております。この理念の下、障害のある人とない人の相互交流を通じた障害に関する相互理解を推進していくことで、障害児者が社会に参加し輝ける共生社会の構築を目指していきます。

また、「第6期佐倉市障害福祉計画」では、「障害があっても地域で暮らし続けられる佐倉市づくり」に向けて、地域の実情に応じて提供できるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の成果目標を定めるとともに、新たに相談支援体制の充実・強化の成果目標を定めております。

さらに、障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策を定めました。

こうした目標を達成することにより、計画全体の着実な推進に努めてまいりますので、市政運営に対し、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました、佐倉市障害者計画・佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員の皆さまをはじめ、障害者団体の皆さま、アンケート調査などにご協力をいただきました市民の皆さま、並びに関係各位に心より御礼申し上げます。

令和3年3月

佐倉市長 西田 三十五

目次

第1部 総論

第1章 佐倉市障害者計画・佐倉市障害福祉計画の目指すもの

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 障害福祉施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
6. 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2章 障害福祉を取り巻く現状と第5次佐倉市障害者計画の実施状況

1. 障害者手帳等の所持者数・・・・・・・・・・・・ 12
2. 第5次佐倉市障害者計画の実施状況・・・・・・・・ 18
3. 課題及び今後の施策の方向性・・・・・・・・・・ 24

第2部 第6次佐倉市障害者計画

第1章 計画の基本方針と施策の展開

1. 計画の基本理念・基本目標・・・・・・・・・・・・ 40
2. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
3. 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第3部 第6期佐倉市障害福祉計画

第1章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

1. サービス等の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
2. 成果目標と活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
3. サービス等の実績及び成果目標・・・・・・・・・・ 53
4. サービスの見込量と確保方策・・・・・・・・・・・・ 59

資料編

1. 令和元年度実態調査結果・・・・・・・・・・・・・・ 72
2. 各サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・ 74
3. 用語解説・・・・・・・・・・・・・・ 82
4. 計画策定過程・・・・・・・・・・・・・・ 89
5. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱・・ 90
6. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿・・ 92

第1部

総論

第1章 佐倉市障害者計画・佐倉市障害福祉計画 の目指すもの

1 計画策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年3月に、今後12年間を想定した将来都市像「笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう『健康・安心・未来都市』」とする佐倉市総合計画を策定し、基本方針の1つに「ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち」と定め、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望を持つことができるまちの実現に向けて取組を進めています。

障害福祉分野では、第5次佐倉市障害者計画（以下「第5次計画」という。）、さらに第5期佐倉市障害福祉計画（以下「第5期福祉計画」という。）と、障害児通所支援や相談支援の体制を確保するための第1期佐倉市障害児福祉計画を一体として施策を推進していますが、その計画期間がそれぞれ終了を迎えようとしています。

障害福祉を取り巻く環境は、従来の「医学モデル」から「社会モデル」へといった「障害」の捉え方の変化を経て、共生社会の実現や心のバリアフリーへの理解、障害の特性に応じた切れ目のない支援の必要性など、複雑かつ多様化しているところです。

本市では、このような環境の変化の中、第5次計画の進捗及び課題の確認を踏まえ、障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく支え合い暮らせるまちの実現を図るための指針として、第6次佐倉市障害者計画及び第6期佐倉市障害福祉計画を策定することといたしました。

2 障害福祉施策の背景

障害福祉施策は、障害のある人が地域で当たり前に生活することを自らが選択し、必要な福祉サービスを利用できるよう様々な改革が実施されました。

昭和56（1981）年の国際障害者年を機に、ノーマライゼーションの考えが広がりを見せるようになり、特に「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）が平成18（2006）年国連総会により採択されて以降、国内においてもこの権利条約を批准すべく、「障害者基本法」が平成23（2011）年に改正されました。

同じく障害者虐待防止法（平成23（2011）年）や障害者差別解消法（平成25（2013）年）の成立など、障害のある人の人権保障に関する法整備や、障害者雇用促進法の改正（平成25（2013）年）など就労や社会参加のための法を整備し、平成26（2014）年に権利条約を批准することとなりました。権利条約は、障害のある人に関する初めての国際条約であり、従来の「障害」の捉え方が心身の機能の障害のみに起因する「医学モデル」から心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することで生じる、いわゆる「社会モデル」が基本的な考え方となっています。

また、権利条約には障害のある人が社会的障壁の除去を必要としている場合に行政機関等及び事業者が社会的障壁を除去するための無理のない配慮として「合理的配慮」の概念についても決められています。本市においても、これらの理念の下、障害福祉施策を推進することが必要とされています。

また、平成12（2000）年に行われた社会福祉基礎構造改革により、平成15（2003）年に、障害福祉サービスが措置制度から、利用者のサービス選択に基づく契約による支援費制度に変更されました。この制度は、障害のある人の自己決定権を尊重するという点では画期的なものである反面、さまざまな課題や問題点も見受けられたことから、平成17（2005）年に障害者自立支援法が制定されました。そして、この法律は、現在、地域における共生社会の実現を目指し、障害者総合支援法に改正されています。

障害のある児童の支援に関する動きでは、障害のある児童を対象とした事業の根拠規定を、平成24（2012）年から児童福祉法にまとめ、主に通所支援を市町村が、入所支援を都道府県が実施することとなりました。

令和2（2020）年には、断らない相談支援、つながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を柱とした、包括的な支援体制の構築を目指し、社会福祉法が改正されました。

これらの改正から、障害のある児童・人の支援のいずれも当事者や家族が、その権利を保障され自己の意思により、住み慣れた地域社会で生活し、障害のあるなしに関わらず、すべての人が理解し合い、つながりながら地域社会を作っていく、地域社会の実現に向けた取組が進められています。

なお、近年の動きとして平成30（2018）年3月「学習指導要領の改訂」や平成30（2018）年5月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正と東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、「共生社会」の実現を目指しつつ、全国においてさらにバリアフリー化を推進するため、「心のバリアフリー」への理解を深め、社会全体でより推進していくことと

なりました。

【近年の動き】

平成30 (2018)年3月	●新学習指導要領告示 ・小中高の各教科や特別活動における「心のバリアフリー」の指導の充実を規定 ・高校の保健体育に「精神疾患の予防と回復」が加わる
平成30 (2018)年4月	●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 ・障害支援のニーズの多様化への対応 など
平成30 (2018)年5月	●「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正（改正バリアフリー法） ・共生社会の実現、社会的障壁除去等の理念の明記など ●「学校教育法」改正 ・デジタル教科書の併用制 など
平成30 (2018)年6月	●「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術推進法）施行 ・文化芸術を鑑賞しやすくする取組 など
平成30 (2018)年12月	●「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行 ・国等の責務明記 など
令和元 (2019)年5月	●世界保健機関（WHO）の臨時総会で「ICD-11」を承認 ※令和4（2022）年1月に発効予定 ・「ゲーム症／ゲーム障害」（ゲーム依存症）が精神疾患として位置付けられる
令和元 (2019)年6月	●「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正 ・特例給付金の支給 など ●「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）制定 ・図書館利用の体制整備 など ●「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」制定 ・欠格条項等の措置の適正化 など
令和2 (2020)年6月	●「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（聴覚障害者等電話利用円滑化法）制定 ・電話リレーサービスの制度化 など

3 計画の位置づけ

本計画は、①障害者計画と、②障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的にまとめて策定しています。

①の障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたるもので、障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立と社会参加を促進するために策定する基本計画です。

②の障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障害者計画の実施計画に相当する計画です。

国の基本指針に基づき、障害のある児童・人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。児童福祉法の改正により、市町村は厚生労働大臣の定める基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされたため、第6期佐倉市障害福祉計画は、第2期障害児福祉計画を一体的にまとめた計画として策定します。

今回、第6次佐倉市障害者計画（以下「第6次計画」という。）、第6期佐倉市障害福祉計画及び第2期佐倉市障害児福祉計画は、障害福祉施策を計画的かつ効果的に推進し、障害福祉の観点から本市の将来都市像の実現に向けて取り組むべき方向性を次のとおりとしました。

（１）第６次佐倉市障害者計画

第６次計画は、国の第４次障害者基本計画及び本市の最上位計画である第５次佐倉市総合計画前期基本計画に即し、障害のある人のための施策に関する市町村障害者計画として策定します。また、福祉分野の基盤計画である第４次佐倉市地域福祉計画の基本理念が示す、『一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり ～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」・「ふれあい・交流のある地域」～』の醸成を目指し、高齢者福祉・介護計画など関連する個別計画との調和が保たれるよう配慮します。

（２）第６期佐倉市障害福祉計画・第２期佐倉市障害児福祉計画

第６期佐倉市障害福祉計画（以下「第６期福祉計画」という。）は、国の基本指針に即し、障害福祉サービスの提供体制の確保など、この法律に基づく業務を円滑に実施するための市町村障害福祉計画として策定します。

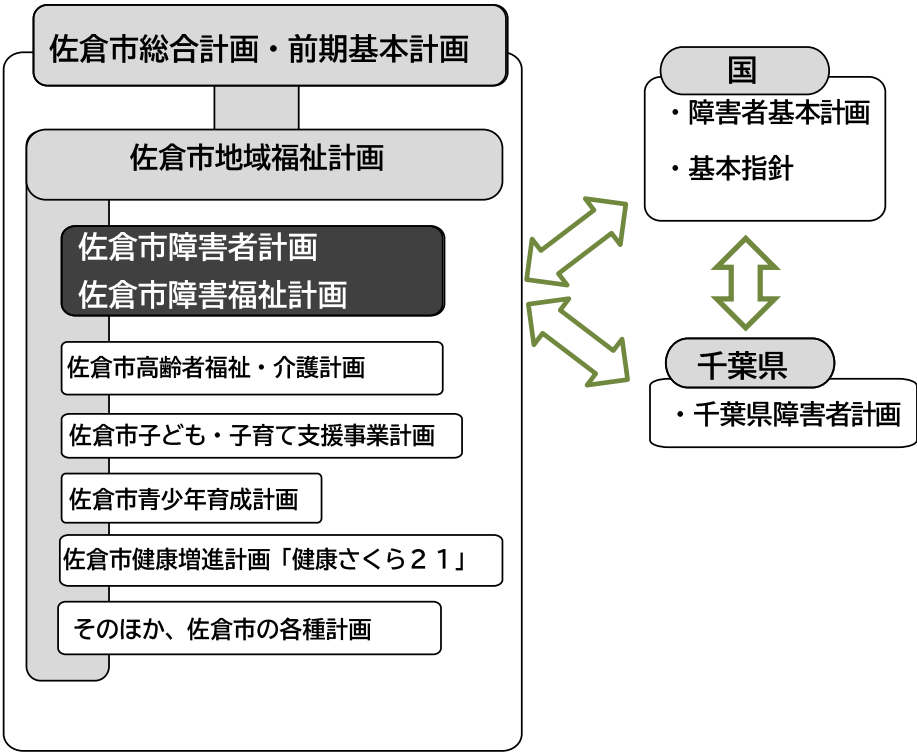
第２期佐倉市障害児福祉計画は、国の基本指針に即し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保し、これらの支援を円滑に実施するための市町村障害児福祉計画として策定しています。

なお、国は、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス等のサービス量及び成果目標に係る調査・分析・評価を行い、必要な措置を図ること等とした基本指針として、「①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「②市を基本とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」、「③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「④地域共生社会の実現に向

けた取組」、「⑤障害児の健やかな育成のための発達支援」、「⑥障害福祉人材の確保」、「⑦障害者等の社会参加を支える取組」の7項目を示しています。

本市ではこれらの考え方を踏まえ、国の基本指針に即して、一体的な計画として佐倉市障害福祉計画（令和3～5年度）を策定します。

〈第6次佐倉市障害者計画・第6期佐倉市障害福祉計画の位置付け〉



4 計画期間

第6次計画の目標年度を第6期福祉計画の目標年度と整合させることとし、計画期間を令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

また、国、県の次期計画の策定動向等により、本計画の内容も必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

〈関連する計画及び計画期間〉

年度 計画名称	令和 元（2019） 年 度	令和 2（2020） 年 度	令和 3（2021） 年 度	令和 4（2022） 年 度	令和 5（2023） 年 度
佐倉市障害者計画	第5次計画		第6次計画		
佐倉市障害福祉計画	第5期計画		第6期計画		
佐倉市障害児福祉計画	第1期計画		第2期計画		
障害者基本計画（国）	第4次計画				
千葉県障害者計画	第6次計画		第7次計画		
佐倉市総合計画 （前期基本計画）		第5次計画			
佐倉市地域福祉計画	第3次計画	第4次計画			

5 計画の策定方法

本計画策定にあたっては、第5次計画及び第5期福祉計画の振り返りによる課題抽出、市内にお住まいの障害のある人及びその家族の方々を対象としたアンケート調査実施による障害福祉の現状分析、佐倉市障害者総合支援協議会からの意見聴取等を行い、計画策定の基礎資料としました。

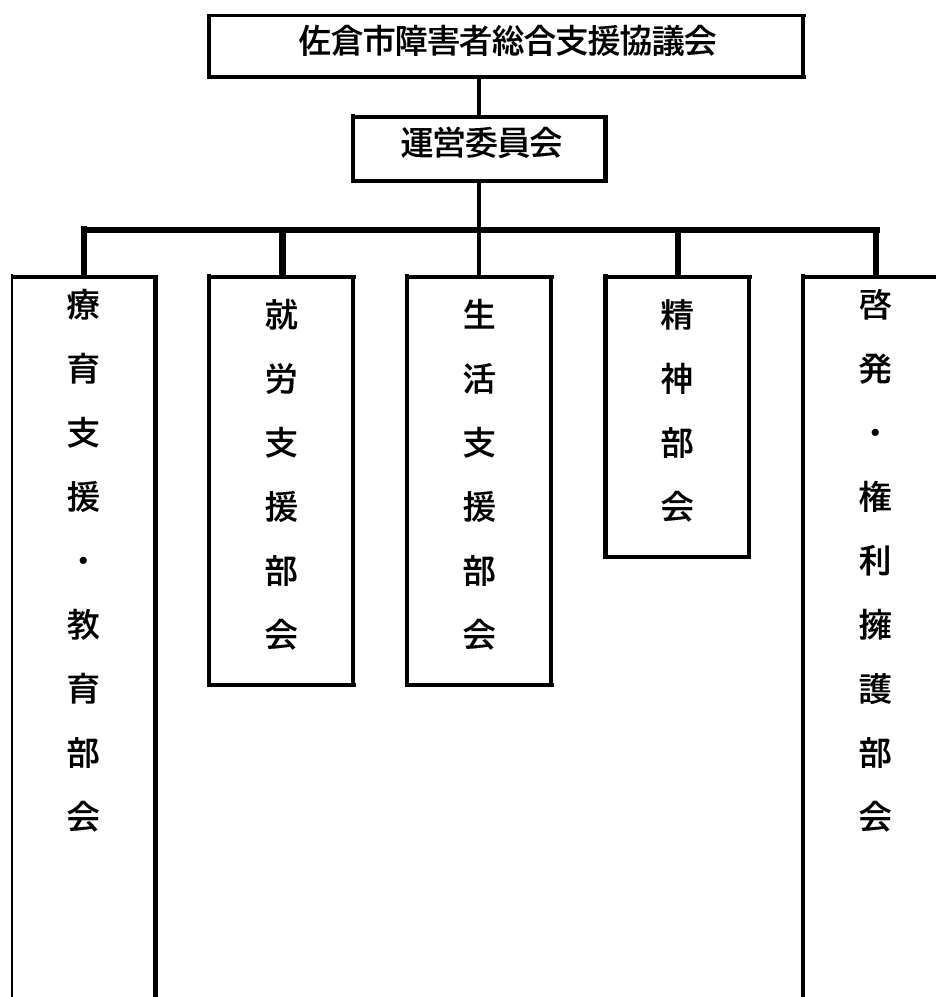
これらの資料を基に、公募市民や関係機関、関係団体や障害のある人及びその家族、障害のある人の福祉、医療等の職務に従事する者で構成された「佐倉市障害者計画・佐倉市障害福祉計画策定懇話会」において、委員の意見を求め、計画を検討しました。

6 計画の推進に向けて

第6次計画・第6期福祉計画に定める目標について、進捗状況や障害福祉施策、関連施策の動向を踏まえながら、検証・評価を行います。（PDCAサイクル）

なお、検証・評価の際には、障害者基本法第36条に基づき、佐倉市障害者総合支援協議会等に、本計画の実施状況を報告し、計画の推進のために意見を求めることとします。

〈関係機関の相関図〉



第2章 障害福祉を取り巻く現状と第5次佐倉市障害者計画
の実施状況

1 障害者手帳等の所持者数

1) 障害者手帳所持者の推移

令和2(2020)年3月31日現在の各種障害者手帳所持者数の総数は7,654人で、5年前(平成27(2015)年3月末)の時点と比較すると882人の増となっています。増加率でみると、身体障害者は3.2%、知的障害者は21.6%、精神障害者は51.8%の増となっており、中でも精神障害者の手帳の取得が増えています。

障害者手帳所持者数の推移

各年3月31日現在(単位:人)

年 手帳種別	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)
身体障害者	4,849	4,872	4,921	4,945	4,956	5,003
知的障害者	888	929	968	993	1,031	1,080
精神障害者	1,035	1,141	1,220	1,312	1,446	1,571
合 計	6,772	6,942	7,109	7,250	7,433	7,654

2) 障害者手帳所持者の年齢別人数

各障害者手帳における年齢別の所持状況では、身体障害者が最も高齢化が進んでおり、65歳以上の割合は72.1%（3年前の時点では71.2%）でした。一方、知的障害者は比較的若年層の割合が高い状況となっています。精神障害者は40～64歳の年代が最も多い状況です。

手帳所持者の年齢別分布

令和2（2020）年3月31日現在（単位：人）

手帳種別 年齢	身体障害者	知的障害者	精神障害者
0～17歳	90（1.8%）	299（27.6%）	23（1.5%）
18～39歳	250（5.0%）	470（43.4%）	453（28.8%）
40～64歳	1,056（21.1%）	270（25.0%）	920（58.6%）
65歳以上	3,607（72.1%）	43（4.0%）	175（11.1%）
合計	5,003（100%）	1,082（100%）	1,571（100%）

※カッコ内は各手帳における割合

3) 身体障害者数

令和2（2020）年3月31日現在の身体障害者手帳所持者の障害種別、等級別の状況について、障害種別でみると、肢体不自由が2,536人（全体の50.7%）と最も多く、次いで内部障害（全体の34.7%）となり、等級別でみると、重度の障害者（1～2級）が2,502人（全体の50%）でした。

障害種別の人数

令和2（2020）年3月31日現在（単位：人）

障害種別 年齢	視覚 障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・ 言語・ そしゃく機能 障害	肢体 不自由	内部 障害	合計
0～17歳	5	12	0	54	19	90
18～39歳	24	44	0	116	66	250
40～64歳	61	64	19	577	335	1,056
65歳以上	210	236	58	1,789	1314	3,607
合計	300	356	77	2,536	1,734	5,003

等級別の人数

令和2（2020）年3月31日現在（単位：人）

等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0～17歳	44	9	19	10	2	6	90
18～39歳	83	46	44	38	21	18	250
40～64歳	390	176	143	209	83	55	1,056
65歳以上	1,264	490	552	981	150	170	3,607
合計	1,781	721	758	1,238	250	249	5,003

4）知的障害者数

令和2（2020）年3月31日現在の療育手帳所持者の障害程度別の状況では、療育手帳所持者のうち、389人（全体の36.0%）が重度障害者となっています。18歳以上の年齢では重度障害者の割合が最も高い（全体の39.8%）のに対し、0～17歳の年齢では軽度障害者の割合が最も高い（全体の50.3%）状況となっています。

障害程度別の人数

令和2（2020）年3月31日現在（単位：人）

障害程度 年齢	重度	中度	軽度	合計
0～17 歳	78	70	150	298
18 歳以上	311	218	253	782
合計	389	288	403	1,080

5）精神障害者数

令和2（2020）年3月31日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者の
等級別の状況では、等級別でみると2級が949人（全体の60.4％）と
最も多くなりました。

等級別の人数

令和2（2020）年3月31日現在（単位：人）

等級 年齢	1 級	2 級	3 級	合計
0～17 歳	4	10	9	23
18～39 歳	52	264	137	453
40～64 歳	130	585	205	920
65 歳以上	53	90	32	175
合計	239	949	383	1,571

障害者制度利用者の中には、精神障害者保健福祉手帳は所持せずに精神通院の公費負担制度を利用している方が多くいます。この制度が自立支援医療（精神通院）であり、精神障害者保健福祉手帳所持者の1.7倍以上の利用があります。自立支援医療（精神通院）については手帳同様、年々利用者が増加しており、5年前からの増加率は、21.3%の増となります。

自立支援医療（精神通院）受給者数

各年3月31日現在（単位：人）

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)
自立支援 医療 (精神通 院)	2,295	2,427	2,504	2,600	2,656	2,785

厚生労働省「患者調査（平成29（2017）年）」によると、全人口のうち精神障害患者の占める割合は3.3%（外来3.07%、入院0.23%）となっており、これを令和2（2020）年3月31日現在の本市の人口174,695人に当てはめると5,764人（外来5,363人、入院401人）と推計されます。さらに、令和元（2019）年5月にWHO総会において、国際疾病分類が改定され、ゲーム依存症が精神疾患として位置づけられたことから、今後も精神障害患者は増加することが予想されます。

6) 難病患者数

令和2(2020)年3月31日現在における指定難病医療費助成の受給者数は、1,363人で、受給者数が多い疾病は、パーキンソン病が225人、潰瘍性大腸炎が174人、全身性エリテマトーデスが92人となっています。

千葉県特定医療費（指定難病）受給者数

各年3月31日現在（単位：人）

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)
千葉県特定医療費 （指定難病）	1,296	1,474	1,472	1,375	1,321	1,363

2 第5次佐倉市障害者計画の実施状況

第5次計画期間中（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）においては、以下の6つの施策に取り組んできました。

第5次計画の取組①「啓発・広報の充実」について

第5次計画の事業	5年間の取組
啓発・理解講座の実施	障害のある人や障害者家族会、佐倉市障害者総合支援協議会などと連携して、年4回の市民講座等に加えてデリバリー（出前）講座、障害者作品展を実施するなど啓発活動に取り組みました。
学校教育等への啓発事業の実施、福祉教育の充実	学校教育等への啓発事業として、関係機関と連携し、重度心身障害者を講師としてデリバリー（出前）講座を実施しました。
「こうほう佐倉」、インターネットを活用した情報発信の充実	「こうほう佐倉 障害福祉特集号」を毎年12月に発行し、障害理解の促進や周知に努めました。「障害者福祉のしおり」について窓口配布や市ホームページでダウンロードできるようにしました。
啓発冊子、パンフレットの作成	啓発冊子「障がいのある方へのサポートブック～ともに 支え合う街 佐倉～」を利用して啓発活動に努めました。また、障害者差別解消法啓発パンフレットの作成・配布をしました。
ユニバーサルデザインの推進、ユニバーサルフォントの活用	広報紙やインターネット等において、各種福祉サービスや生活にかかる情報をユニバーサルデザイン等に配慮し、音声コードを付すなど、障害の特性を踏まえた広報活動を行いました。

第5次計画の取組②「相談支援体制の充実」について

第5次計画の事業	5年間の取組
相談支援体制の連携強化	障害福祉関係機関連絡会を開催し、関係機関相互の情報の交換や共有を行い、相談支援体制の強化に取り組みました。
相談支援体制の拡充	市内4カ所（基幹型相談支援事業所2箇所、指定特定相談支援事業所2箇所）の委託相談支援事業所及び、印旛圏域の中核地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、さらに民生委員・児童委員、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員と連携して相談対応に努めました。
障害特性に応じた相談支援	身体・知的・精神障害者相談員による相談を実施しました。また、市窓口では手話通訳者を配置し聴覚障害者との意思疎通支援を行い、窓口職員への合理的な配慮に関する研修を行い、対応に関する知識習得に努めました。
相談支援におけるピアサポートの研究	相談支援におけるピアサポート（ピアカウンセリング）を活用し、身体・知的障害者相談員の配置による相談の実施や、当事者による自由な意見交換の場の運営を支援しました。
精神障害者への相談支援	引きこもり等により、孤立した状態にある精神障害者の把握は、本人が相談の必要性を感じていない方が多いことから、地域を含めた相談機関では把握が困難でした。

第5次計画の取組③「サービス提供基盤（生活支援サービス）の充実」

第5次計画の事業	5年間の取組
グループホーム等の整備促進	グループホームの運営安定化や、入居者の負担軽減に向けた支援を行い、在宅サービスや日中活動の充実に取り組みました。グループホームを運営している法人に対し運営費補助を実施しました。入居者に対しては家賃助成を実施しました。
在宅サービスの充実	在宅でのニーズに対応するため、申請に基づいて、適切なサービスの支給決定を行い、在宅サービスの充実を図りました。
日中活動の場の充実	佐倉市障害者総合支援協議会就労部会に就労継続支援B型事業所による作業部会を、また同協議会の療育支援部会内に医療的ケアの必要な方への日中活動の支援について検討を行う作業部会をそれぞれ設置しました。設置後は主に事業所間の情報共有や課題解決に向けた検討を行いました。
災害時等の支援体制の整備	災害時の対応については、毎年度に避難行動要支援者名簿の作成更新を行いました。また、市と協定を結んだ自治会、自主防災組織等へ日常生活においても見守りを希望される方の名簿を提供しました。その他、緊急時や災害時における支援として、ストーマ装具の備蓄や避難所におけるマンホールトイレ整備事業によるオストメイト対応の障害者トイレの整備も進めています（令和2年度末で28箇所の整備）。

第5次計画の取組④「社会参加の促進」について

第5次計画の事業	5年間の取組
障害者スポーツ等に関する講座の実施	スポーツ等の活動機会の充実を図るとともに、関係機関と連携し、パラリンピック種目の体験等を実施し、一般市民へのパラスポーツの認知度向上に努めました。
障害福祉サービス事業所等の情報発信	「障害福祉サービスのガイドブック」を改訂し、各事業所等が行う障害福祉サービスに関する情報の発信を実施しました。
就労移行支援事業所等の整備支援	市役所内に障害者就労継続事業所の活動に関する情報を発信し、受注拡大に努めました。企業見学会の実施や産業界と福祉分野における意見交換会を実施しました。
就労移行支援、就労継続支援、生活介護事業所等の製品販売及び、ふるさと納税特産品制度を活用した販売方法の充実	就労継続支援事業所等の活動について市役所内に発信し、物品等の販売を促進しました。また、イオン福祉販売会や佐倉アグリフォーラム等のイベントにおいて、各事業所で作成した商品の販売や、生活介護事業所及び新規就農者等と連携し、「ユニバーサル農業・野菜お届け便」として週1回、野菜の注文販売を実施しました。
移動支援サービスの充実や意思疎通支援、情報保障体制の充実	移動支援サービスでは、タクシー利用助成対象に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を加えることで、支援の充実に努めるとともに、意思疎通支援のため、Net119サービスの開始に合わせ、導入支援を行いました。

第5次計画の取組⑤「障害のある子どもへの支援の充実」について

第5次計画の事業	5年間の取組
障害児通所支援事業所の整備支援	放課後等デイサービス事業所間の情報共有や事例検討を行う場を設け、運営支援のための連絡会を設置しました。
さくらんぼ園などの障害児通所支援事業所の情報提供	さくらんぼ園などの障害児通所支援事業所についての情報提供を毎年12月の「こうほう 佐倉 障害福祉特集号」、市ホームページを通じて実施しました。
保護者を中心とした実態調査の実施	児童発達支援利用者の保護者に対し実態調査を行うとともに、療育支援コーディネーターを配置するなど相談支援体制の充実を図りました。第5期福祉計画策定時に、障害児通所支援事業所を利用している保護者へアンケート調査を実施し、同計画への意見反映を行いました。
相談支援体制の充実	療育支援コーディネーター1名を基幹型相談支援事業所に配置し、切れ目のない相談支援体制の構築に努めました。
ライフサポートファイルの活用	医療、保健、福祉、教育等の機関で成長の様子や支援の内容を共有化し、支援を行いました。

第5次計画の取組⑥「障害者差別解消に向けた取組」について

第5次計画の事業	5年間の取組
障害者差別の解消に向けた体制整備	所属長を対象として、「障害のある人たちに対する差別の解消」というテーマで研修を実施し、本市庁内への理解促進を図りました。
(仮)障害者差別解消支援地域協議会の設置	平成31(2019)年3月に佐倉市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、協議会委員に対する研修を行いました。
障害者差別解消法の普及啓発活動、障害に関する理解促進講座の実施	佐倉市民カレッジにおいて「聴覚障害を理解する講座」を実施し、障害に関する理解促進に取り組みました。また、窓口職員や新規採用職員、所属長を対象とした障害者差別解消法職員研修を実施し、本市庁内への理解を促進しました。

3. 課題及び今後の施策の方向性

第5次計画の取組の振り返りや令和元年度実態調査結果や佐倉市障害者総合支援協議会からの意見等から次のような残された課題が浮き彫りになったため、課題を3つに整理し、今後の施策の方向性を決定しました。

課題①及び今後の施策の方向性の整理について

第5次計画から

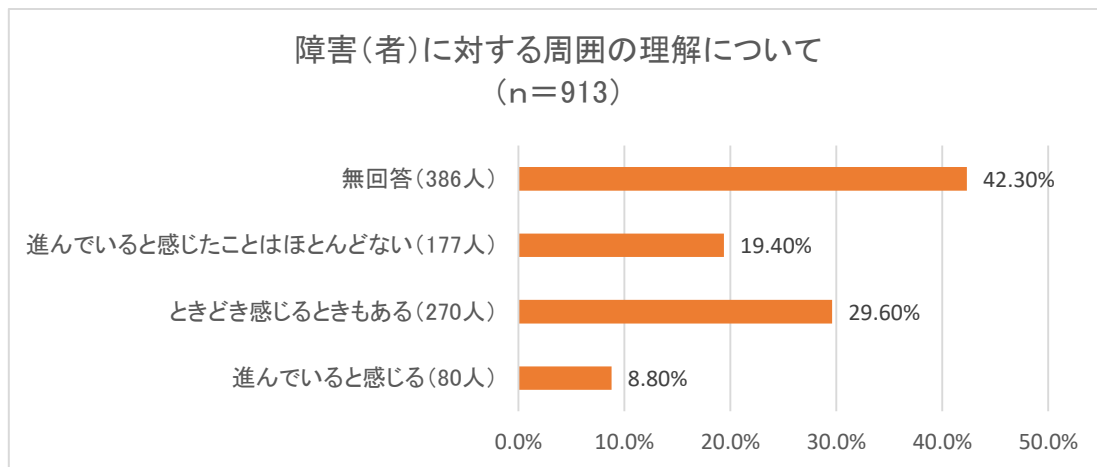
- 市民講座へ参加される方の大半が関係者でした。障害への幅広い理解が必要であり、対象や目的に合わせた事業の組立てや、障害のある人もない人も一緒に参加できる事業検討が必要です。

実態調査結果から

- 障害（者）に対する周囲の理解について「ときどき感じるときもある」が最も多く、次いで「進んでいると感じたことはほとんどない」であり、自身の障害について周囲に理解してほしいことについて「障害の特性」「必要な配慮や支援」が多くなっています。
- 差別や偏見、疎外感を感じることにについて全体で「ときどき感じる」が最も多く、次いで「まったく感じたことがない」でしたが、知的障害、精神障害では「ときどき感じる」が最も多くなっており、障害種別によっては、差別等を感じる割合が高い傾向が見て取れました。場面でみると「仕事や収入面」「交通機関の利用時」「隣近所とのつきあい」が多くなっています。
- 成年後見人制度について「名前を聞いたことがあるが、内容はほとんど知らない」「名前も内容も知らない」が多くなっています。

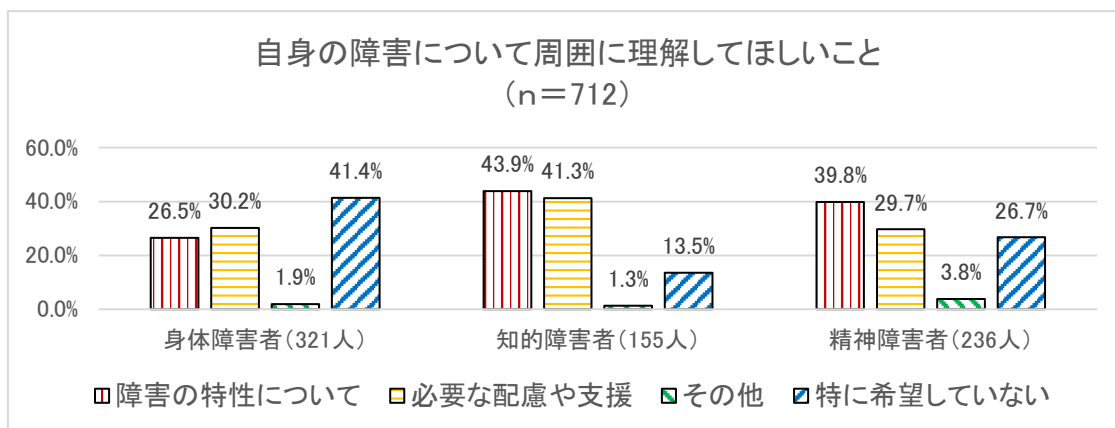
佐倉市障害者総合支援協議会から

- 啓発・権利擁護部会：教育委員会との連携を強化し、小中学校における福祉教育プログラムの推進に向けた検討が求められました。



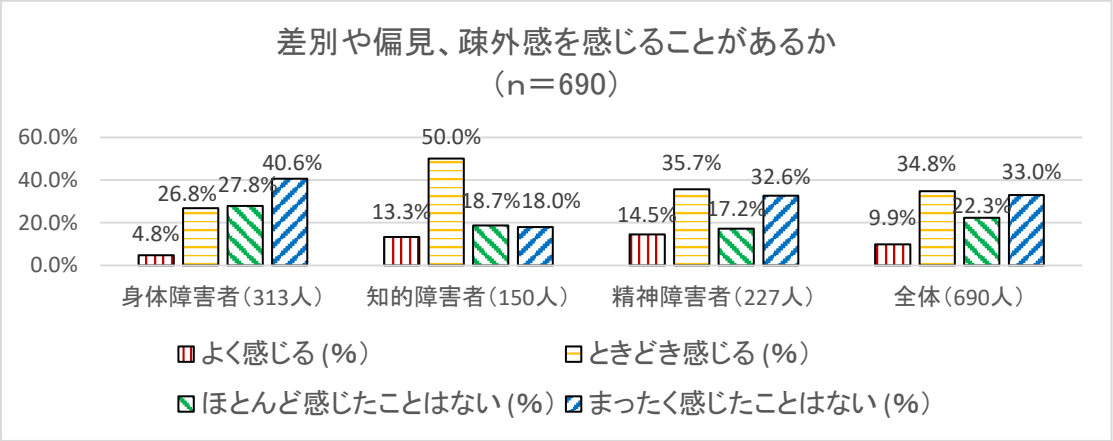
※令和元年度実態調査結果

※nは調査数を示す

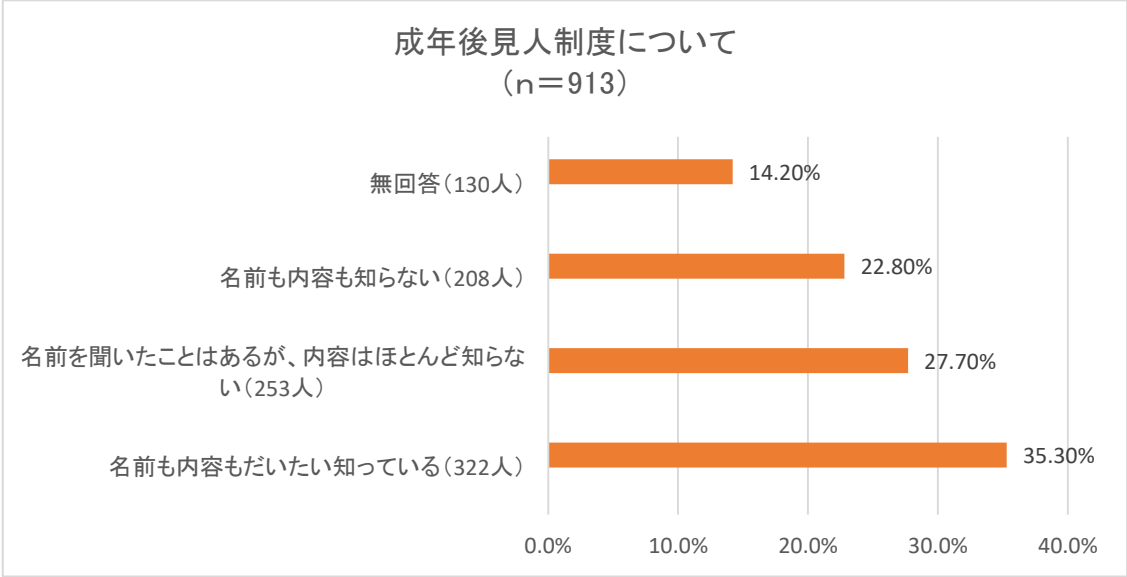


※令和元年度実態調査結果

※nは調査数を示す



※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す



※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す



上記から残された課題①を「障害理解の促進及び障害者差別解消に向けた取組」と整理し、今後の施策の方向性として次の3施策を実施します。

1) 障害理解の促進

障害のある人への理解促進を図るため、市民が参加しやすい講座やプログラムを検討し、障害者週間に実施します。また、「こうほう佐倉」での特集や、広報番組やインターネットを活用した情報発信に努め、市広報などの情報伝達手段を有効に活用した事業の周知を行うことで、多くの方の障害理解を促進します。更に、障害福祉サービスや市の主催するイベントなどの「情報保障の充実」について、今後も推進していきます。

2) 権利擁護の推進

市民や民間事業者、障害のある人に対して、障害者差別解消支援地域協議会と連携しながら、障害のある人への差別解消と合理的配慮、成年後見制度について普及啓発活動を推進していきます。また、引き続き虐待の防止と早期発見を図り、適切な対応の強化に努めてまいります。

3) 福祉教育の充実

デリバリー（出前）講座による学校教育等への啓発事業を継続し、学校が取り入れることが可能なプログラムを研究するため、関係機関との連携を強化し、小中学校における福祉教育プログラムの推進に向けた検討を行います。

課題②及び今後の施策の方向性の整理について

第5次計画から

- 障害のある人の抱える課題が複合化しています。
(引きこもり、支援者の高齢化、生活困窮、介護者が育児中等)
- 地域で暮らす障害のある人の在宅サービスの利用が増加しており、安定した事業提供基盤の整備の必要性がうかがえます。また、在宅サービスの充実については、今後も需要が高いものと思われます。支える人材の確保をいかに進めていくか、雇主、働く人双方の意向に沿った支援のありかたについて検討が必要です。
- 避難行動要支援者名簿に登録されている約2,000人の要支援者の支援には、市民の協力が必要です。
- グループホーム等の整備促進について、市内のグループホームは増えていますが、重度障害者向けグループホームの整備は進んでいない状況です。グループホームの建設には、地域の障害のある人に対する理解や差別・偏見などの障壁を取り除き、地域での生活における適切な支援を行う体制の構築が必要です。
- 障害のある児童への発達支援、家族のレスパイトケアについて事業の継続が必要です。

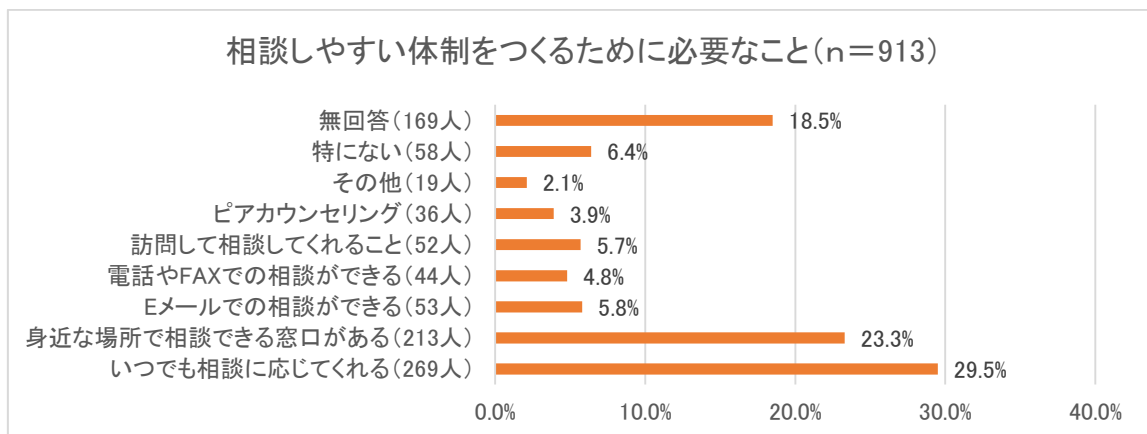
実態調査結果から

- 相談しやすい体制をつくるために必要なことについて、「いつでも気軽に相談できる相談窓口の充実」が最も多く挙がっています。

- 台風や地震などの災害が発生したときの不安な点について、「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「避難所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」が多く挙がっています。
- 教育・療育で困っていることについて、「卒業後の進路に不安がある」「友達との関係づくりがうまくできない」が多く、保育・療育で困っていることについては、「小学校の学校（学級）選択に不安」が多く挙がっています。

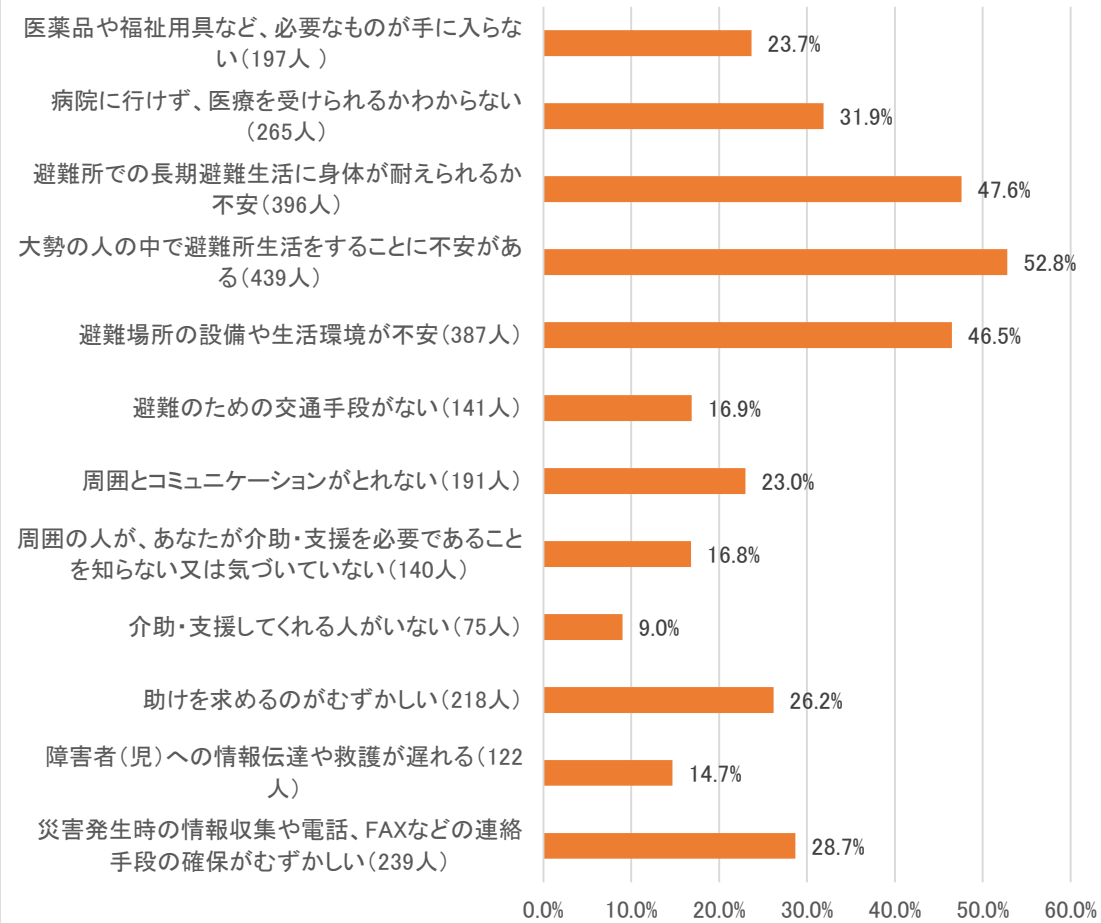
佐倉市障害者総合支援協議会から

- 生活支援部会：災害時における医療的ケアが必要な方々への支援に関する調査や、支援に関する検討が求められています。
- 啓発・権利擁護部会：地域全体での福祉人材の育成方法についての検討が求められています。



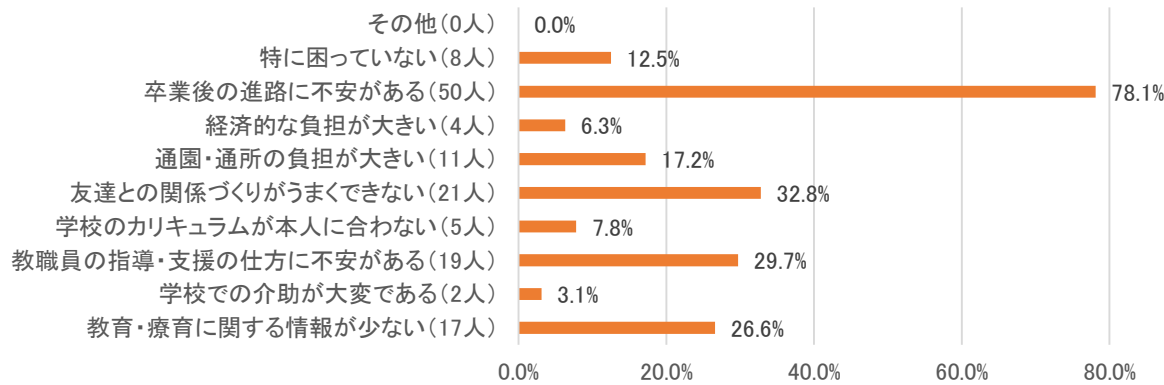
※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す

災害が発生したとき不安なこと(n=770)

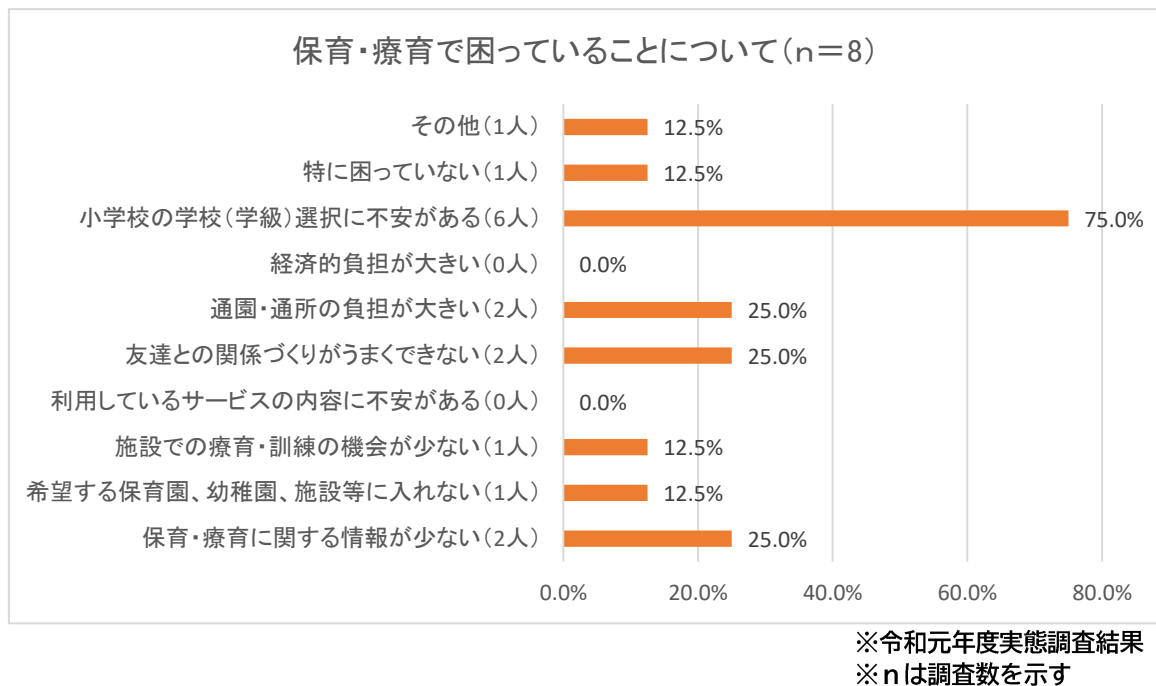


※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す

教育・療育について困っていること(n=64)



※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す



上記から残された課題②を「相談支援体制の充実及びサービス提供基盤（生活支援サービス）の充実、障害のある子どもへの支援の充実」と整理し、今後の施策の方向性として次の3施策を実施します。

4) 支援体制の充実

障害のある人やその家族が、身近に相談支援を受けられる体制が求められていることから、相談支援事業所を中心に、障害福祉サービス事業所との連携を軸とした地域の相談支援体制の構築が必要です。また、障害のある人やその家族に各相談窓口の利点や役割が浸透しているとは言えない状況であり、わかりやすい情報発信について引き続き研究していきます。

5) 災害時対応等における安全確保に向けた取組

災害発生後の居場所の確保や継続した障害福祉サービスの提供が課題と捉え、コロナ禍を踏まえた在宅避難の活用や、1人暮らしや日中1人になってしまふ人等の把握を行い、実効性のある支援策を研究します。また、災害時における医療的ケアが必要な方々への支援に関する調査や、支援に関して検討します。

6) 障害のある児童への支援の充実

乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が途切れずに受けられるような仕組みづくりや、特別な支援が必要である医療的ケア児や重症心身障害児に対して包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携による相談支援体制を構築していきます。

また、家族のレスパイトケアや、保護者への相談など家族支援策の検討を今後も継続して行います。加えて、療育支援コーディネーターを配置している基幹型相談支援事業所への支援や児童発達支援センターなどの障害児通所支援事業所の情報提供を引き続き実施していきます。



課題③及び今後の施策の方向性の整理について

第5次計画から

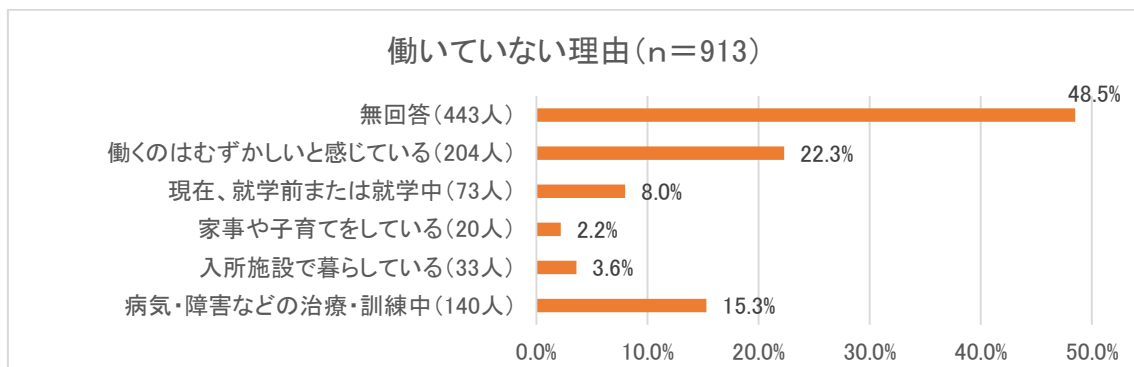
- 障害者優先調達推進法について周知が不足しています。
- 障害特性にあわせたコミュニケーション方法はさまざまあり、個人個人に合った支援の提供が課題です。

実態調査結果から

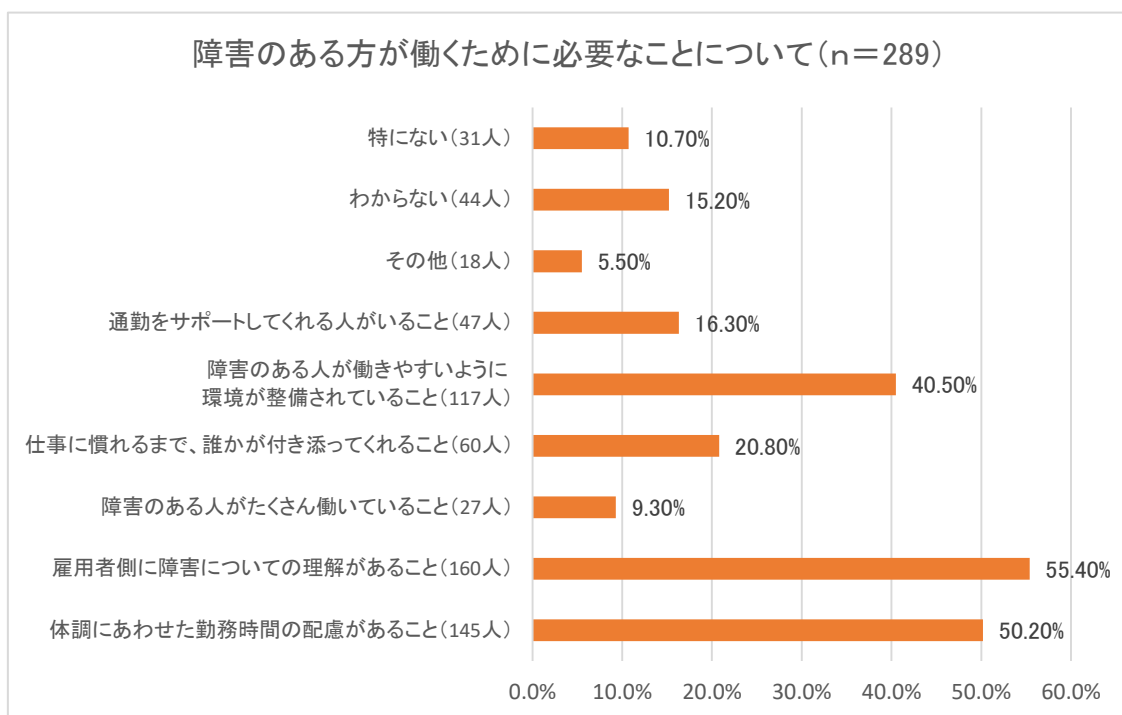
- 働いていない理由について、「働くのがむずかしいと感じている」「病気・障害などの治療・訓練中」が多く、また、障害のある方が働くために必要なことについて「雇用者側に障害について理解があること」「体調にあわせた勤務時間の配慮があること」が多く、このようなことが就労に必要な支援として望まれています。
- 介助されている方が、日常の介助や支援の中で他の人に代わってもらえると助かることについて、「外出時の付き添いや送迎」が最も多く、「スポーツレクリエーション活動の相手や介助」「学習・趣味活動などの相手や介助」といった外出を伴う活動が多くなっています。
- スポーツや文化活動を行っているサークルの把握ができておらず、情報の発信ができていません。

佐倉市障害者総合支援協議会から

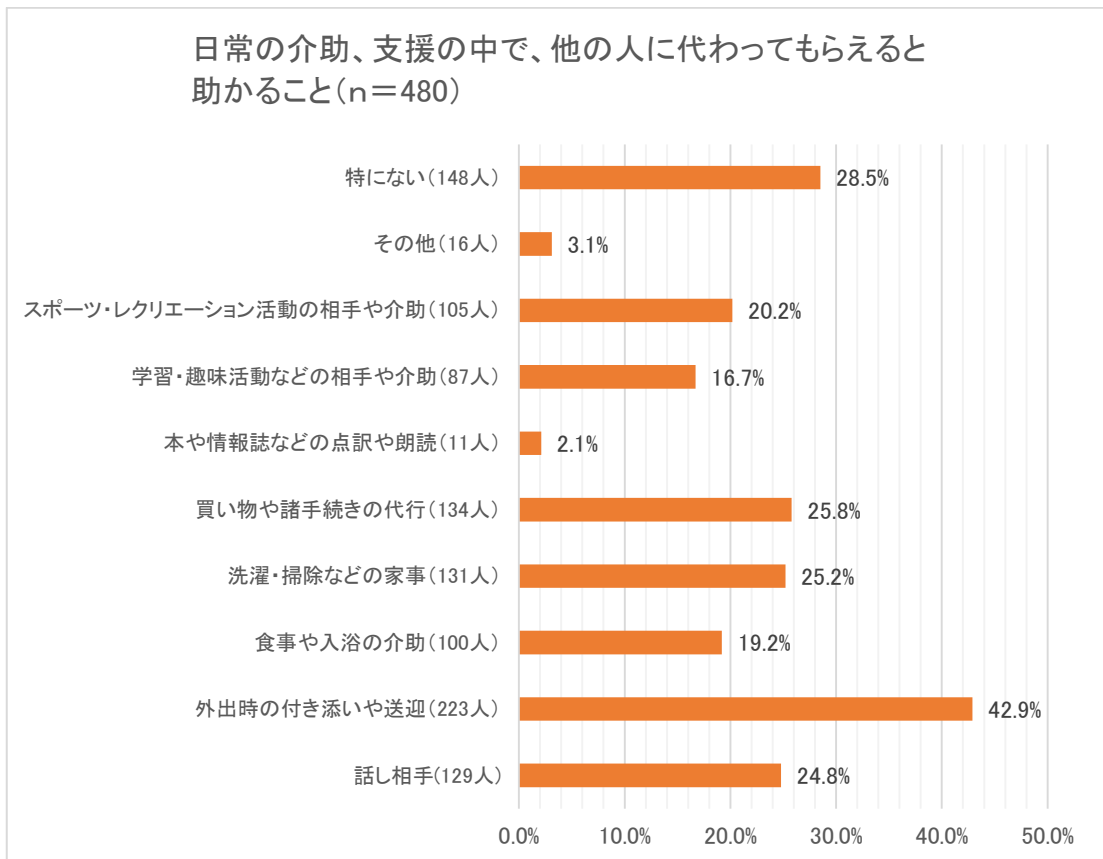
- 啓発・権利擁護部会：公共施設の改修や新設等の整備を行う際には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい空間の提供に努めるよう求められています。



※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す



※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す



※令和元年度実態調査結果
※nは調査数を示す



上記から残された課題③を「社会参加の促進」と整理し、今後の施策の方向性として次の2施策を実施します。

7) 雇用・就労支援の拡大

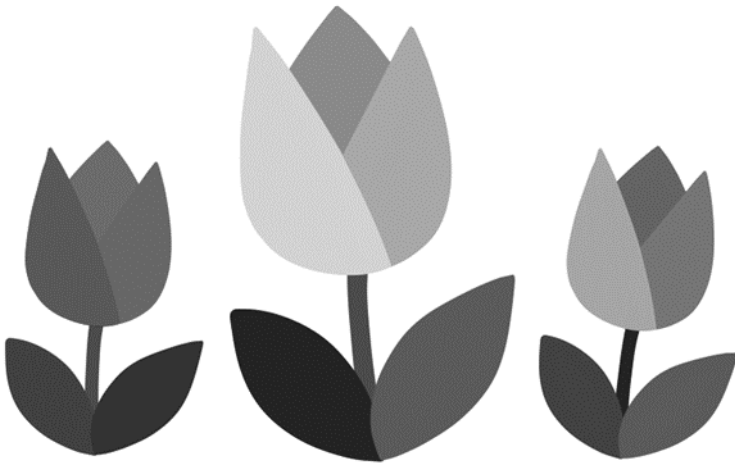
障害者優先調達推進法の周知や、求人を行う企業の情報と働くことを希望する人材のマッチングに向けた仕組みの検討、企業と福祉分野双方に障害のある人を支援する体制の構築を目指します。

8) 障害のある人の活動支援の促進

移動支援の更なる充実が社会参加の機会につながることから、移動支援サービスの充実を継続していきます。また、自己実現のために、障害のある人が取り組む活動の紹介や発表する場の提供を行い、意欲の向上に努めていきます。



～チャレンジどフィットネスクラブの活動の様子～



第2部

第6次佐倉市障害者計画

第1章 計画の基本方針と施策の展開

1 計画の基本理念・基本目標

第5次計画の進捗を確認する中で、様々な課題が浮き彫りとなりました。課題解決には、心身の機能の障害を理由にした偏見や差別等のない社会の実現を目指すとともに、障害のある人が生活の様々な場面で感じる暮らしにくさを想いやり、それを取り除くために自分のできることを考え行動する心の大切さを伝えていく必要があります。そして、障害のある人、家族、友人、民生委員・児童委員、ボランティアなど様々な人や行政、教育機関、医療機関、障害福祉サービス事業所等の各種機関がコミュニケーションをとりながら協力していくことで、暮らしにくさを解消していくことが大切であるといえます。

これらのことから、本市は第6次計画において、障害のある人が自分らしく自己の意思により社会に参加し、地域で暮らしていけるよう、誰もがお互いを理解し尊重し合える関係性を築くための施策を展開します。なお、施策の実施には次の基本理念を下に、障害のある人となない人の相互の交流を通じ、障害の理解促進を基礎とした事業を展開し、障害福祉の向上を推進していきます。

基本理念

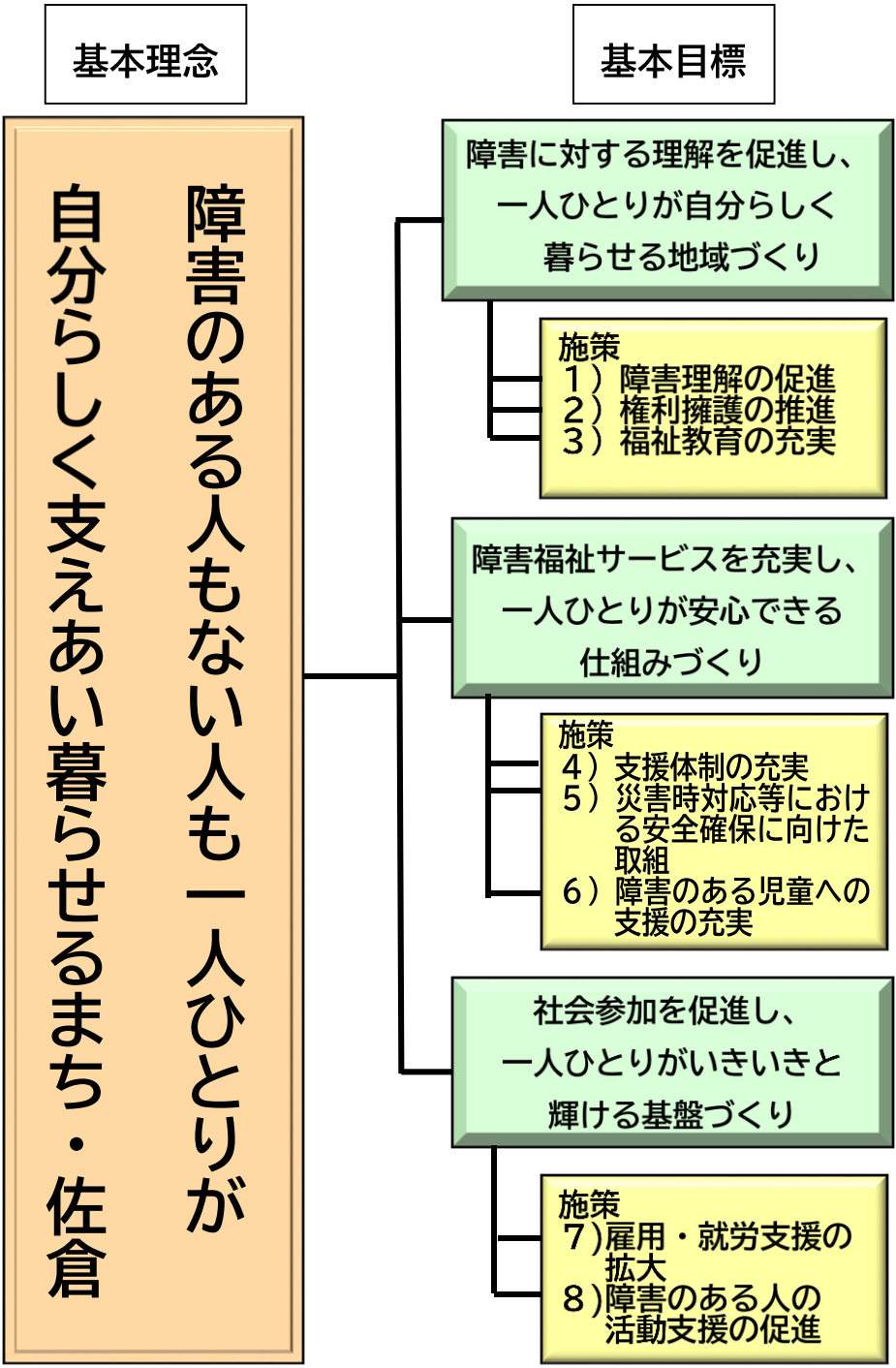
～ 障害のある人もない人も一人ひとりが
自分らしく支え合い暮らせるまち・佐倉 ～

基本目標

- 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる
地域づくり
- 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる
仕組みづくり
- 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける
基盤づくり

2 施策の体系

基本理念や基本目標を下に、本市では以下の体系で障害福祉施策を進めていきます。



3 施策の展開

基本目標① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり

障害に対する誤解や偏見が、障害のある人の暮らしづらさの要因になっています。障害のある人もない人も同じように社会生活を送る権利があり、周囲の人々は障害の理解を深める必要があります。また、誰もが声を上げ、支援を求めることができる環境づくりには近隣や地域をはじめ、ボランティア、障害者関係団体、行政機関、教育機関などとの連携が重要です。

本市では、障害について学ぶ機会を通じて、問題を共有し合い、解決に向けて協力し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくりを目指した施策を展開していきます。

1) 障害理解の促進

番号	事業	内容
1	障害のある人とない人の交流機会の創出	障害のある人とない人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。
2	障害者週間を活用した啓発事業の実施	引き続き、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関と連携し、障害についての理解を促進するための講演会等を、障害者週間に実施します。また、市広報などの情報伝達手段を活用した事業の周知を行い、関心を高めることで障害への理解を図ります。

3	ピアサポートを活用した講座の実施	障害のある人や家族に向けてピアサポーターを講師とした講座を開催し、障害特性や支援方法についての理解促進を図ります。
---	------------------	---

2) 権利擁護の推進

番号	事業	内容
4	差別解消に向けた取組の実施	障害のある人への差別解消と合理的配慮について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し推進します。
5	佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく制度の利用促進に向けた取組の実施	成年後見制度について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を広め、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実を図ります。
6	障害者虐待防止への取組の推進	虐待の予防と早期発見を図るため、障害者虐待防止法の理解促進と、虐待に関する通報義務の周知を行い、迅速かつ適切な対応の強化を引き続き実施します。

3) 福祉教育の充実

番号	事業	内容
7	福祉体験学習の取組実施支援	児童・生徒を対象とする学習プログラムの作成（交流及び共同学習）を行い、関係機関と連携し、教育現場での福祉学習の推進を支援します。

8	障害を理解するためのデリバリ一講座の実施	専門機関と連携し、地域や企業等を対象にデリバリ一講座を実施し、障害に関する正しい知識の普及促進に努め、障害の理解を深めます。
9	児童に向けたわかりやすいパンフレットの作成	小学生の福祉教育の教材として活用できるパンフレットの作成を行い、障害への理解促進を図ります。

基本目標② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり

障害のある人やその家族が安心して日常を過ごすには、気軽に相談できる体制を構築することや、障害のある児童・生徒が受ける教育に対しても、きめ細やかに相談できる体制づくりが求められています。また、障害のある人やその家族にとって、地震や風水害などの災害時の対処は重要な問題です。

本市では、障害のある人やその家族の様々なニーズを把握し、必要な支援を的確に提供できるよう、一人ひとりが安心できる仕組みづくりを目指した施策を展開していきます。

4) 支援体制の充実

番号	事業	内容
10	相談支援体制ネットワークの構築	委託相談支援事業所連絡会の定期的な開催や、関係機関連絡会との情報共有により、障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりに取り組み、相談体制の充実を図ります。

11	地域生活を支える基盤づくりの推進	緊急時や親亡き後の障害のある人の生活を支えるため、地域生活支援拠点の整備を進めます。あわせて、重度障害のある人の地域生活を可能とする住まいについて研究し、基盤づくりを推進します。
12	人材確保の仕組みづくり	教育現場や障害福祉施設等と協力し、学生等の幅広い福祉活動への参加を支援し、働くことへの関心が高まるよう努めます。また、当事者家族を含め障害を理解する市民が障害のある人の支援活動に参加できるよう関係機関と連携し検討します。

5) 災害時対応等における安全確保に向けた取組

番号	事業	内容
13	障害特性に合わせた避難マニュアルの検討整備	様々な困難が予想される避難所での生活に備え、障害のある人が障害特性に合わせた支援を受けられるよう、自ら必要な支援を発信できる仕組みや事前の準備、確認事項を整理できるマニュアルの導入を進め、災害時における情報保障、コミュニケーション保障を含めた支援の提供に配慮します。
14	支援を必要とする障害のある方の実態把握	災害時における安否確認の手段や避難支援についての検討を行うため、避難行動要支援者名簿に登載されている支援を必要とする障害のある人の実態把握をして、自治会や防災組織、地区社協等と連携し、対応できるよう努めます。
15	感染症流行下のサービス提供の継続	新型コロナウイルス感染症流行下において、障害福祉サービスの利用者が引き続きサービスを受けられるよう、事業所に対しての支援を行います。また、「佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に沿った感染症等に対する正しい知識の周知・啓発を行い、予防策の実践による感染症のまん延予防に努めます。

6) 障害のある児童への支援の充実

番号	事業	内容
16	ライフサポートファイルの活用 手順の検討	様々なライフステージの変化に対応した支援を継続して行えるよう、ライフサポートファイルの活用手順を整理し、関係機関との連携した支援につなげます。
17	療育支援コーディネーターによる 支援の継続	年齢・発達等に応じた相談支援の充実及び、医療機関や保育施設等の関係機関との連携を強化するため、療育支援コーディネーターによる支援を継続します。
18	医療的ケア児の支援に関する協 議の実施	医療的ケア児支援のために、家族、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため療育・教育支援部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」での協議を維持し、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制を構築していきます。併せて身近で支える家族へのレスパイトケアや相談などの家族支援に関する協議も継続していきます。

基本目標③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり

障害のある人が、社会でいきいきと自立を目指した生活を送るには、個々の適正や能力に応じた就労の場の確保と、継続した就労を可能とする雇用者などの協力が必要です。

また、障害者就労継続支援A型・B型事業所などの福祉的就労の場では、障害のある人が安定した収入を得られる基盤づくりも重要になります。

さらに、就労だけではなく学ぶことや余暇を楽しむことでも生活が豊かになり、いきがいにつながります。

本市では、障害のある人の活動支援にむけた様々な情報の把握や提供を行いながら、本市主催事業での障害特性に応じた情報保障の確保に努め、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくりを目指した施策を展開していきます。

7) 雇用・就労支援の拡大

番号	事業	内容
19	産業界と福祉分野の連携強化	障害のある人の就労促進や定着支援のため、就労に必要な職場環境の整備や、必要な支援体制づくりについて、産業界と福祉分野の連携について検討を進めます。
20	障害者就労施設の受注拡大に向けた仕組みづくり	引き続き、障害者優先調達法に基づき、物品等の発注を推進しつつ、更なる障害者就労施設の受注拡大に向け、関係機関との連携により、作業内容や工程、料金体系を見える化し、発注に必要な情報を効果的に発信する等、民間からの受注拡大に向けた仕組みづくりの構築を進めます。

21	農業従事者と福祉分野の連携強化	農業従事者との連携を今後も継続し、イベントを通じた商品販売の場を設け、ユニバーサル農業の充実に努めます。また、地域の催し物への参加等が、関係団体の協力を得て広く活動していくことにより、事業の普及・啓発に努めます。
----	-----------------	--

8) 障害のある人の活動支援の促進

番号	事業	内容
22	交流活動や余暇活動への参加支援、活動団体の把握	障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う市内団体の情報を把握し、情報提供を行うことで、活動への参加を支援します。また、スポーツイベントや文化展を開催し、交流と社会参加を促進します。



～平成29年度障害者作品展の様子～

23	ともに活動できる場の創出、移動手段と支援の確保	重度障害のある人の移動手段の確保策の1つとして、タクシー利用助成等の社会参加支援事業を継続します。また、障害種別に関わらず外出時に支援の必要な方へ、引き続き移動支援サービスの提供を行います。さらに、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に準拠して、ユニバーサルデザインによる安全で快適な歩行環境整備などの推進について関係機関と連携します。
----	-------------------------	--



～佐倉市障がい者団体等連絡会主催 まちのバリア点検の様子～

第3部

第6期佐倉市障害福祉計画

第 1 章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

国が示す基本指針と第 5 期福祉計画の実績や課題を踏まえ、サービス等の提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込んでいきます。

1 サービス等の体系

(1) 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法のサービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、相談支援」と地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

(2) 児童福祉法によるサービス

児童福祉法のサービスは、障害のある児童を対象とした施設・事業等のサービスとして、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

2 成果目標と活動指標

障害のある人の地域生活への移行をはじめとする次の項目について、数値目標等を掲げて、その着実な推進・達成を図ります。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

成果目標の設定については「3 サービス等の実績及び成果目標」で、また、それぞれの活動指標については「4 サービスの見込量と確保方策」で、個別のサービス等の見込量を示すことと併せて設定しています。

3 サービス等の実績及び成果目標

本市では、国の基本指針や、本市の地域生活移行やサービス等の実績等を踏まえて、各項目の数値目標等を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第5期福祉計画における計画値と実績】

項目	計画値	実績（令和元年度末）
（施設入所からの） 地域移行者数	11人 （平成30年度～令和2 年度の累積）	6人 （平成30年度～令和元 年度の累積）
施設入所者数の削減	3人減 （平成28年度末の人数 119人から）	3人増 （119人→122人）
グループホーム整備量	28人	55人
（精神入院からの） 地域移行者数	30人 （平成30年度～令和2 年度の累積）	66人 （平成30年度～令和元 年度の累積）

施設入所者は、令和元（2019）年度末時点で平成28（2016）年度末時点から3人増となっています。

グループホームの整備量については、平成28（2016）年度末の入居者70人から令和元（2019）年度末には55人増の125人となりました。グループホーム数は増加していますが、障害のある人の重度化・高齢化が進み、重度の障害支援区分者に対応できるグループホームの需要が高まっています。平成30（2018）年度障害福祉サービス等報酬改正により、障害のある人の重度化・高齢化を踏まえた地域移行支援として、重度の障害のある人への支援を可能とする新しいグループホーム（日中サービス支援型）の類型が創設されました。重度の障害のある人に対し、常時の支援体制を確保することができる日中サービス支援型グループホームの整備を目標とします。

【第6期福祉計画の成果目標】

項目	目標値	備考
施設入所からの地域生活移行者数	8人	令和元年度末の施設入所者 122人×6%
施設入所者数の削減	3人	令和元年度末の施設入所者 122人×1.6%の2人を超える数値
重度の障害のある人への支援を可能とするグループホーム（日中サービス支援型）の整備	1箇所	—

令和元（2019）年度末の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和5（2023）年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

令和元（2019）年度末の施設入所者数を基準に、令和5（2023）年度末時点での施設入所者の削減に関する目標値を設定します。

令和5（2023）年度末までに、重度の障害のある人への支援を可能とする日中サービス支援型グループホームの整備を推進します。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第5期福祉計画における計画値と実績】

項目	計画値	実績
精神障害に特化した協議体の設置	1箇所	令和元年度設置

【第6期福祉計画の成果目標】

項目	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回／年

千葉県が算出した本市の令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は55人で、前回（令和2年度末）の30人の2倍近くになっています。退院後、円滑に地域生活に移行できるよう、保健、医療及び福祉関係者による協議の場（精神障害に特化した協議体）を活用し、支援体制の構築に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第5期福祉計画における実績】

地域生活支援拠点については、令和2（2020）年度末までに1箇所整備することを目標としていますが、達成が見込めない状況です。

令和元（2019）年度に施設整備補助事業を計画していましたが、災害の発生によって実施困難となったことも達成されなかった要因の1つと考えられます。引き続き、第6期福祉計画でも地域生活支援拠点の整備を目標とします。

相談支援体制については、平成30（2018）年度に、空白地帯であった臼井・千代田圏域に相談支援事業所が整備されました。

【第6期福祉計画の成果目標】

項目	目標値
地域生活支援拠点の整備	1箇所

地域生活支援拠点の詳細

面的整備	相談体制	5箇所
	短期入所（緊急枠・体験枠）	2箇所
	グループホーム（緊急枠・体験枠）	2箇所

相談支援体制は第5期福祉計画から引き続き佐倉圏域への整備を検討します。また、地域生活支援拠点の整備に係る施設整備補助事業を見直し、障害のある人等が住み慣れた地域で自立した生活を営み、親亡き後も安心して暮らしていけるよう、一人暮らしやグループホームへの入居体験の場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保等、地域のニーズに即した機能を有する地域生活支援拠点を、令和5（2023）年度末までに整備し、その機能強化を図ります。

なお、地域生活支援拠点は、事業者等が分担して担う面的整備とし、連携により効果的な支援が確保されるよう整備します。

地域生活支援拠点の整備にあっては、基幹型相談支援事業所等の相談支援機関と福祉サービス事業所等の連携強化を図る仕組みづくりの検討を行い、整備後は、その機能の充実に向け、年1回以上運用状況を検証します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【第5期福祉計画における計画値と実績】

項目	計画値	実績（令和元年度末）
一般就労移行者数	29人／年	36人／年
就労移行支援事業利用者数	63人／月	60人／月
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	38%
就労定着支援開始1年後の就労定着率	80%以上	64%
就労継続支援B型事業所からの一般就労	9人 （平成30年度～令和2年度の累積）	5人 （平成30年度～令和元年度の累積）
就労継続支援B型事業の充実に向けた協議体の設置	1箇所	平成30年度設置

【第6期福祉計画の成果目標】

項目	目標値	備考
一般就労への移行者数	46人	令和元年度の一般就労への移行実績 $36人 \times 1.27$
就労移行支援事業	29人	令和元年度の一般就労への移行実績 $22人 \times 1.30$
就労継続支援A型事業	12人	令和元年度の一般就労への移行実績 $9人 \times 1.26$
就労継続支援B型事業	7人	令和元年度の一般就労への移行実績 $5人 \times 1.23$
就労定着支援事業利用者	7割以上	令和元年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合
就労定着支援事業の就労定着率	7割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5（2023）年度までに一般就労に移行する人の目標値を設定します。

上記目標値を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業所ごとに一般就労に移行する人の目標値を設定します。

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人が就

労の継続を図るために利用する就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【第5期福祉計画における計画値と実績】

項目	計画値	整備状況（令和元年度末）
児童発達支援センターの整備	1箇所	根郷地区(1)
保育所等訪問支援の提供体制の整備	1箇所	佐倉地区(1)、根郷地区(1)
重症心身障害児を支援する児童発達支援の提供体制の整備	2箇所	佐倉地区(1)、志津地区(1)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの提供体制の整備	3箇所	佐倉地区(1)、志津地区(1)
項目	計画値	実績
放課後等デイサービス事業の充実に向けた協議体の設置	1箇所	平成30年度設置
医療的ケア児・者等の関係機関（保健・医療・障害福祉・保育・教育等）の協議体の設置	1箇所	令和2年度設置

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制の計画値について、第5期福祉計画作成時の平成29（2017）年度に整備済みでしたが、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの提供体制については、令和元（2019）年度末時点で2箇所になっています。

【第6期福祉計画の成果目標】

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制を維持します。

医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を引き続き設置します。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、市内3事業所に既に配置されています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【第6期福祉計画の成果目標】

相談支援事業所を中心に、地域の相談支援体制構築のため市内相談支援事業所間の情報共有や連携強化を図ります。

項目	目標値
市内相談支援事業所との連絡会の開催回数	8回／年

市内相談支援事業所との連絡会の開催回数を新たに設定します。



4 サービスの見込量と確保方策

サービスの見込量については、計画期間中においても、社会情勢の変化等によって、必要に応じて見直しを行います。

(1) 障害者総合支援法によるサービス

① 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
居宅介護	延時間 ／月	計画値	3,360	3,629	3,920	4,142	4,218	4,313
		実績値	3,567	3,809	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	219	237	256	218	222	227
		実績値	209	215	-	-	-	-
重度訪問介護	延時間 ／月	計画値	76	96	116	550	550	550
		実績値	402	540	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	3	4	5	3	3	3
		実績値	3	3	-	-	-	-
同行援護	延時間 ／月	計画値	588	647	712	700	728	756
		実績値	609	662	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	28	31	34	25	26	27
		実績値	23	24	-	-	-	-
行動援護	延時間 ／月	計画値	138	145	152	150	150	150
		実績値	177	147	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	7	7	7	8	8	8
		実績値	8	8	-	-	-	-
重度障害者等包括支援	延時間 ／月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	-	-	-	-

【現状の分析と今後の課題】

利用時間数については、行動援護を除き、増加しています。訪問系サービス全体としては、利用者数も利用時間数も増加しています。増加理由として、訪問系サービスは日常生活全般にわたる援助であり、障害のある人の数の増加と比例し、利用ニーズが増加する傾向があることがうかがえます。今後も利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことができるようなサービス利用計画を作成し、また、社会資源の確保に努める必要があります。

【見込量確保のための方策】

障害のある人の増加に伴い、サービス量の増加が見込まれるので、今後もニーズに合ったサービスを提供できるよう、適切なサービス利用計画を作成し、また、十分なサービス量が提供できるよう、多様な事業者の参入を促進し、社会資源の確保に努めます。

イ 日中活動系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
生活 介護	延人日 ／月	計画値	5,938	6,235	6,547	5,720	5,737	5,754
		実績値	5,727	5,698	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	299	314	329	299	304	309
		実績値	297	296	-	-	-	-
自立 訓練 (機能 訓練)	延人日 ／月	計画値	20	30	40	40	40	40
		実績値	29	27	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	1	-	-	-	-
自立 訓練 (生活 訓練)	延人日 ／月	計画値	204	214	225	200	200	200
		実績値	220	197	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	19	20	21	19	19	19
		実績値	24	19	-	-	-	-
就労移 行支援	延人日 ／月	計画値	950	993	1,037	1,033	1,082	1,131
		実績値	758	984	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	57	60	63	63	66	69
		実績値	47	60	-	-	-	-

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年 度	令和 元(2019) 年 度	令和 2(2020) 年 度	令和 3(2021) 年 度	令和 4(2022) 年 度	令和 5(2023) 年 度
就労継続支援 A型	延人日 ／月	計画値	675	709	744	954	988	1,024
		実績値	960	953	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	38	40	42	53	55	57
		実績値	53	53	-	-	-	-
就労継続支援 B型	延人日 ／月	計画値	3,380	3,515	3,656	3,613	3,693	3,774
		実績値	3,304	3,574	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	220	228	237	230	239	249
		実績値	209	225	-	-	-	-
就労定着支援	実人数 ／月	計画値	6	8	10	28	30	31
		実績値	11	27	-	-	-	-
療養介護	実人数 ／月	計画値	12	12	12	12	12	12
		実績値	11	11	-	-	-	-
短期入所 (福祉型)	延人日 ／月	計画値	449	471	495	490	490	490
		実績値	538	489	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	50	52	55	47	47	47
		実績値	50	47	-	-	-	-
短期入所 (医療型)	延人日 ／月	計画値	21	23	25	27	27	27
		実績値	17	27	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	5	6	7	6	6	6
		実績値	4	6	-	-	-	-

【現状の分析と今後の課題】

就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（医療型）が増加しており、他のサービスについては、横ばい傾向にあります。計画値に達しなかったサービスも多くありました。就労継続支援B型は、就労の場としてニーズが高く、特別支援学校卒業生や一般就労が困難な人の利用希望が増加しています。

平成30（2018）年度より創設された就労定着支援は、計画値を大きく上回りました。就労を継続する上で生じた課題についての相談ニーズが高いことが考えられ、今後も就労者数の増加に伴い、利用者数が増加すると見込まれます。

【見込量確保のための方策】

就労定着支援について、今後も一般就労移行者の就労の継続を図るため、サービス提供事業所と連携し、さらなるサービスの利用促進及び就労定着支援事業所における就労定着率の増加を図ります。他のサービスについても、サービスを必要とする人が十分なサービスを受けられるよう、地域の現状やニーズ等を把握しながら、サービス量の確保に努め、質の維持・向上に努めます。

ウ 居住系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
自立生活 援助	実人数／月	計画値	2	2	3	1	1	1
		実績値	1	1	-	-	-	-
共同生活 援助	実人数／月	計画値	80	90	98	136	143	149
		実績値	102	125	-	-	-	-
施設入所 支援	実人数／月	計画値	118	117	116	121	120	119
		実績値	122	122	-	-	-	-
宿泊型 自立訓練	実人数／月	計画値	2	2	2	6	6	6
		実績値	3	6	-	-	-	-
精神障害 者の自立 生活援助	実人数／月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	-	-	-
精神障害 者の共同 生活援助	実人数／月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	-	-	-

【現状の分析と今後の課題】

グループホーム（共同生活援助）について、市内及び県内の社会資源が増え、利用者数が増加しました。施設から地域生活への移行については、入所者の高齢化・障害の重度化等の理由により厳しい状況です。

【見込量確保のための方策】

グループホーム（共同生活援助）については、施設入所者や長期入院者の

地域生活への移行を促進するため、今後一層の需要が見込まれますので、利用希望や利用実態等の把握に努めていきます。

自立生活援助については、一人暮らしを希望する本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、サービス提供事業所との連携を図り、さらなるサービスの利用促進を図ります。

エ 相談支援サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
計画相談 支援	実人数／月	計画値	64	67	70	113	120	128
		実績値	100	108	-	-	-	-
地域移行 支援	実人数／月	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	1	1	-	-	-	-
地域定着 支援	実人数／月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	-	-	-	-
精神障害 者の地域 移行支援	実人数／月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	-	-	-
精神障害 者の地域 定着支援	実人数／月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	-	-	-

【現状の分析と今後の課題】

計画相談支援については、計画値を大きく上回りました。新たな相談支援事業所の参入・人材確保が求められます。

【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、新たな相談支援事業所を整備し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。地域移行支援・地域定着支援については、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、関係機関のさらなる連携強化により、利用促進を図ります。

② 地域生活支援事業

【サービスの実績と見込量】

(必須事業) 実施が義務付けられている事業

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
理解促進研修・ 啓発事業	有／無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	-	-	-	-
自発的活動 支援事業	有／無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	-	-	-	-
相談支援事業	障害者相談 支援事業	箇所	計画値	4	4	4	4	5
			実績値	4	4	-	-	-
	基幹相談 支援センター	箇所	計画値	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	-	-	-
	療育支援コー ディネーター	設置数	計画値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	-	-	-
	相談支援機能 強化事業	有／無	計画値	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	-	-	-
	住宅入居等 支援事業	有／無	計画値	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	-	-	-
佐倉市障害者総 合支援協議会	有／無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	-	-	-	-
成年後見制度利 用支援事業	延利用 者数	計画値	6	6	6	8	10	12
		実績値	2	6	-	-	-	-
成年後見制度法 人後見支援事業	有／無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	-	-	-	-
意思疎通支 援事業	手話通訳者 設置事業	設置数	計画値	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	-	-	-
		延利用 者数	計画値	230	230	230	230	230
			実績値	231	195	-	-	-
	手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	延利用 者数	計画値	400	400	400	400	400
			実績値	444	413	-	-	-
手話奉仕員養成 研修事業	登録者数	計画値	20	20	20	20	20	20
		実績値	15	21	-	-	-	-

活動指標				第5期			第6期			
				平成 30(2018) 年 度	令和 元(2019) 年 度	令和 2(2020) 年 度	令和 3(2021) 年 度	令和 4(2022) 年 度	令和 5(2023) 年 度	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	件	計画値	15	15	15	15	15	15	
			実績値	20	7	-	-	-	-	
	自立生活 支援用具	件	計画値	20	20	20	20	20	20	
			実績値	23	14	-	-	-	-	
	在宅療養等 支援用具	件	計画値	20	20	20	20	20	20	
			実績値	10	19	-	-	-	-	
	情報・意思疎通 支援用具	件	計画値	60	60	60	90	90	90	
			実績値	80	91	-	-	-	-	
	排泄管理 支援用具	件	計画値	3,692	3,839	3,993	4,046	4,147	4,250	
			実績値	3,748	3,854	-	-	-	-	
居宅生活動作 補助用具	件	計画値	4	4	4	4	4	4		
		実績値	6	1	-	-	-	-		
移動支援事業			延時 間数	計画値	5,230	5,492	5,766	5,018	5,118	5,220
				実績値	4,295	4,920	-	-	-	-
			実利用 者数	計画値	95	100	105	100	105	110
				実績値	84	89	-	-	-	-
地域活動支援センター	市内	事業 所数	計画値	2	2	2	2	2	2	
			実績値	2	2	-	-	-	-	
		実利用 者数	計画値	30	30	30	30	30	30	
			実績値	23	31	-	-	-	-	
	市外	事業 所数	計画値	5	5	5	6	6	6	
			実績値	4	6	-	-	-	-	
		実利用 者数	計画値	20	20	20	20	20	20	
			実績値	8	14	-	-	-	-	
	合計	事業 所数	計画値	7	7	7	8	8	8	
			実績値	6	8	-	-	-	-	
		実利用 者数	計画値	50	50	50	50	50	50	
			実績値	31	45	-	-	-	-	

（任意事業）市町村の判断により地域の実情に応じて実施する事業

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
障害者一時 介護事業	延時間数	計画値	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
		実績値	2,277	2,644	-	-	-	-
	実利用者数	計画値	64	64	64	64	64	64
		実績値	53	60	-	-	-	-
日中日帰りシ ョートステイ 事業	延日数	計画値	1,486	1,560	1,639	1,600	1,600	1,600
		実績値	1,588	1,524	-	-	-	-
	実利用者数	計画値	66	69	73	60	60	60
		実績値	57	59	-	-	-	-
特別支援学校 生等日中活動 体験事業	延日数	計画値	350	350	350	350	350	350
		実績値	267	343	-	-	-	-
	実利用者数	計画値	35	35	35	35	35	35
		実績値	25	34	-	-	-	-
移動入浴 サービス事業	延日数	計画値	180	180	180	180	180	180
		実績値	143	180	-	-	-	-
	実利用者数	計画値	6	6	6	6	6	6
		実績値	4	4	-	-	-	-

【現状の分析と今後の課題】

相談支援事業、意思疎通支援事業については、計画値に近い値となりました。成年後見制度支援事業は令和元（2019）年度に計画値を達成し、今後も増加が見込まれます。日常生活用具給付等事業については、項目によりばらつきがありますが、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具に増加傾向が見られます。移動支援事業の利用時間数は増加傾向にあるものの計画値を下回りました。地域活動支援センターの利用者数については、計画値に近い値となりました。

障害のある人の社会参加を促進するためにも、移動支援事業や地域活動支援センターのサービス提供体制の維持が必要です。

【見込量確保のための方策】

地域における障害のある人へのサービス支援体制等に関する課題について、佐倉市障害者総合支援協議会をはじめ関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について継続した協議を行います。

成年後見制度は、障害のある人の権利擁護の観点から非常に重要な制度であり、佐倉市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、各種関係機関との連携を図りながら、成年後見制度が必要な障害のある人を早期に発見し、成年後見制度の利用促進に努めます。

聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、手話の普及、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具について、利用者に対してサービス内容の理解を促進し、障害の特性に応じた用具の適正な給付に努めます。

障害のある人が安心して外出できるよう、利用者に対し、サービスを提供できる事業者の情報や内容を周知し、移動支援事業者等と連携してサービスの利用促進を図っていきます。

子どもから大人までそれぞれのライフステージにおける支援を円滑に引き継ぐことを目的とした「ライフサポートファイル」について、その利用のあり方や普及の方法を佐倉市障害者総合支援協議会において協議し、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

(2) 児童福祉法によるサービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
児童発達支援	延人日 ／月	計画値	484	504	524	750	750	750
		実績値	606	727	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	90	92	94	120	120	120
		実績値	106	114	-	-	-	-
医療型 児童発達支援	延人日 ／月	計画値	14	16	18	4	4	4
		実績値	5	0	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	1	0	-	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	延人日 ／月	計画値	3	4	5	2	2	2
		実績値	0	0	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	0	0	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	延人日 ／月	計画値	1,941	2,018	2,099	2,842	2,842	2,842
		実績値	2,412	2,795	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	167	172	177	240	240	240
		実績値	206	236	-	-	-	-
保育所等 訪問支援	延人日 ／月	計画値	3	5	7	6	6	6
		実績値	1	1	-	-	-	-
	実人数 ／月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	-	-	-	-
障害児 相談支援	実人数 ／月	計画値	30	32	34	35	40	45
		実績値	27	30	-	-	-	-

【現状の分析と今後の課題】

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、事業所も増加しており、今後も利用者数の増加が見込まれます。平成30（2018）年度創設の居宅訪問型児童発達支援については、利用がありませんでした。児童の状態や支援ニーズが多様化しており、児童だけでなく、家族や保護者等の支援も必要です。早い段階から効果的な支援につなげること、成長に応じた切れ目のない支援が必要です。

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所や関係機関と連携し、質の高いサービスを提供できるように取り組みます。また、制度の周知も進め、サービスの必要な児童の支援につなげていきます。





資料編

1. 令和元年度実態調査結果
2. 各サービスの内容
3. 用語解説
4. 計画策定過程
5. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱
6. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

1 令和元年度実態調査結果

(1) 調査の目的

計画策定にあたり、市内にお住まいの障害のある人及びその家族の方々、日頃感じていることや、市に期待することなどを聞くために、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の対象及びサンプル数（1, 980人）

調査対象者	配布対象者数
身体障害者の方	750人
知的障害者の方	570人
精神障害者及び自立支援医療（精神通院）利用の方	660人

※1, 980人を無作為抽出

※障害が重複する場合は主なもの

(3) 調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	令和元年10月15日～令和元年12月31日

(4) 回収状況

調査対象者	配布数	回収数	全体の回収率 (%)
身体、知的、精神障害者 及び精神通院医療対象 の方	1, 9 8 0人	9 1 3人	4 6. 1 %

回答いただいた方の属性（複数回答）

身体障害者の方	4 3 6人
知的障害者の方	1 9 2人
精神障害者及び自立支援医療（精神通院） 利用の方	3 1 5人

2 各サービスの内容

①訪問系サービス

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助等の支援や外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行う。

サービス名	サービスの内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護並びに調理、洗濯、掃除などの家事及び生活に関する相談その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に対し、移動時及びそれに伴う外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人（重度の知的障害又は重度の精神障害であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い最重度の人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を利用者の必要に応じて組み合わせ、サービス利用計画に基づいて包括的に提供する。

②日中活動系サービス

日中に施設などにおいて介護や訓練などの場を提供する。

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練)	障害者につき、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練とともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携を通じて、地域生活への移行を目指す。
自立訓練 (生活訓練)	障害者につき、食事や家事などの日常生活能力向上のための必要な支援とともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携を通じて、地域生活への移行を目指す。
就労移行 支援	就労を希望する65歳未満の障害者を対象とし、一般就労等への移行に向けた事業所や企業における作業や実習活動の機会の提供、適正にあった職場定着の支援等を実施する。
就労継続 支援A型	学校卒業者や離職した人などを対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労への移行も目指す。
就労継続 支援B型	年齢や体力面で一般就労が難しい人などを対象に、雇用契約を結ばずに、就労や生産活動の機会を提供する。
就労定着 支援	就労移行支援等を利用して一般就労した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行う。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。障害者支援施設等において実施する「福祉型」、病院・診療所等において実施する「医療型」がある。

③居住系サービス

主に夜間にグループホームや施設などにおいて入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供する。

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の訪問・相談対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居（グループホーム）において、主に夜間に、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
宿泊型 自立訓練	障害者につき、宿泊をしながら家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行う。

④相談支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行う。

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行う。 障害のある人の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場で考え、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある人の地域生活への円滑な移行を目指す。
地域定着支援	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等、単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。入所施設や精神科病院から退所又は退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害のある人の地域生活の継続を目指す。

⑤地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施する。

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等に対する理解を深めるため、地域住民に研修及び啓発を行う。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する。
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行い、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに関係各法に基づき相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。
療育支援コーディネーター	在宅の重症心身障害の状態にある子ども、知的障害、身体障害や発達障害のある子ども等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する役割を担う人。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、相談支援機能の強化を図る事業。具体的には、精神障害者相談支援事業や療育支援コーディネーター配置事業などがある。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援する事業。

佐倉市 障害者総合 支援協議会	関係機関、関係団体、障害のある人及びその家族並びに障害者等の福祉・医療・教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う組織。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業。
成年後見制度法人後見支援事業	障害者の権利擁護のため、成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、法人後見の活動を支援する事業。
意思疎通支援事業	身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業。 手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業。 要約筆記者派遣事業は、中途失聴や難聴の聴覚障害のある人に、文字により意志を伝達する要約筆記者を派遣する事業。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業。
日常生活用具給付事業	障害のある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人などに、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業。

地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業。
障害者一時介護事業	障害者等を介護している保護者の負担を軽減するため、障害者の一時的な介護を行う事業。
日中日帰りショートステイ事業	障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障害者等の日中における活動の場を提供する事業。
特別支援学校生等日中活動体験事業	特別支援学校生等の学校卒業時の進路選択等の参考としてもらうため、日中活動を体験する場を提供する事業。
移動入浴サービス事業	障害者の健康保持を図るため、居宅において入浴が困難なねたきり身体障害者に対し、移動入浴車を派遣して入浴の機会を提供する事業。

⑥障害児を対象としたサービス

児童福祉法の規定に基づくサービス。

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型 児童発達支援	児童発達支援と併せ、理学療法等の機能訓練又は医療支援を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。
放課後等 デイサービス	学齢障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。
障害児 相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行う。

3 用語解説

	用語	説明
あ行	I C D - 1 1	I C Dは、世界保健機関（WHO）が作成している病気の分類。正式名称は「International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」。日本語では「国際疾病分類」とも呼ばれる。分類された病気には、アルファベットと数字による「I C Dコード」が記載されている。現在は第10版「I C D - 1 0」が使われている。
	医療的ケア	経管栄養注入やたんの吸引など、家族や看護師が日常的に行う医療行為のこと。
	音声コード	文書の内容を音声で読み上げるための元データが印刷された二次元バーコードのこと。S Pコードとも呼ばれる。
か行	学習指導要領	文部科学省が小・中・高の各段階で教えなければならない最低限の内容などを決めた基準。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
	権利条約	正式名称は「障害者の権利に関する条約」。第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的として採択された。障害のある人を対象にした初めての人権条約。

	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	通称、バリアフリー法。従前の建築物を対象とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、旅客施設や車両等を対象とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合し、施策の拡充を図った法律。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。
	雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、職業の安定を図ることを目的としている。
さ行	サービス等利用計画	障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。
	差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する対応要領を定めることなどが規定されている。
	児童発達支援センター	児童発達支援の機能に加え、施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育施設。

児童福祉法	児童福祉を保障するために、障害のある子どもを含め、あらゆる子どもが持つべき権利や支援について定めた法律。平成24（2012）年、障害別に分かれていた障害児施設・事業を一元化し、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」とする改正が行われた。また、様々な障害があっても身近な地域で適正な支援が受けられるよう、障害児通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスが創設された。
社会資源	利用者のニーズの充足や問題解決のために活用される、各種の施設、機関、設備、制度などの総称。
社会的障壁	障害のある人が社会生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行など。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する障害。染色体異常や周産期の何らかの障害、幼少期の事故や病気などによる重い脳障害が主な原因。医療の発達に伴って人工呼吸器など高度な医療機器を使いながら在宅生活する人も増え、医療的ケアの必要性も高まっている。
障害支援区分	障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを表す6段階の区分。数字が大きいほど支援の度合いは高い。
障害者基本法	障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の福祉を増進することを目的とした法律。権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、平成23（2011）年、「障害者の定義の拡大」と「合理的配慮の導入」を柱とした大きな改正が行われ、障害の有無に関わらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に掲げた。

障害者総合支援 協議会	都道府県及び市町村が設置する、障害のある人への支援体制の整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障害のある人及びその家族などにより構成される協議会。協議会においては、地域における障害のある人への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
障害福祉関係 機関連絡会	障害者団体、関係各機関の情報共有と連携・協力を目的とする連絡会。
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患を有する人で通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める一定の障害のある人に対し、障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。
身体・知的 障害者相談員	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に規定された障害のある人の相談に応じる民間の相談員。
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
障害者 総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。従来の障害者自立支援法に替わる法律として、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、対象となる障害者の範囲に難病なども含まれることとなった。

	相談支援事業所	障害のある人の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」を作成するとともに障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。また、一般的な相談支援として、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。
た行	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
	地域生活支援拠点	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じ整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。
	千葉県福祉のまちづくり条例	平成8（1996）年施行。高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくるため、安全かつ快適に利用しやすい施設等を整備するための条例。
	中核地域生活支援センター	子ども、障害のある人、高齢者など一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。千葉県の独自制度。
な行	内部障害	身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害。

	難病	原因不明で、治療方法が確立されていない疾患。
	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も地域で当たり前の生活ができるようにする社会づくり。
は行	発達障害	発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。
	ピアサポート (ピアカウンセリング)	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。
	避難行動要支援者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。
	ユニバーサルフォント	ユニバーサルデザインの考え方に基づいたフォント。
ら行	ライフサポートファイル	障害児・者のライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることでできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

	療育支援	障害児及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
	療育手帳	知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として交付する手帳。
	レスパイト	一時的な休息、息抜きを意味する。在宅介護を受けている障害児・者等に対し短期入所（ショートステイ）などのサービスを提供し、介護者の負担を軽減することをレスパイトケアと呼ぶ。介護者の心身疲労や共倒れなどの防止に役立つものとして期待されている。

4 計画策定過程

令和元年度

令和元年10月 令和元年度実態調査

令和2年度

令和2年5月 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置

令和2年8月 第1回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会

令和2年9月 佐倉市障害者団体連絡会、第1回佐倉市障害者総合支援協議会へ意見聴取

令和2年10月 第2回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会

令和2年11月 第3回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会

令和2年12月 第4回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会

令和3年3月 第2回佐倉市障害者総合支援協議会へ報告

5 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する佐倉市障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する佐倉市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するに当たり、市民、社会福祉事業に携わる者その他の者の意見を聴き、その内容を反映させるため、佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) その他、懇話会の設置目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 学識経験を有する者 | 1人以内 |
| (2) 市内社会福祉事業に携わる者 | 1人以内 |
| (3) 医師 | 1人以内 |
| (4) 歯科医師 | 1人以内 |
| (5) 佐倉市社会福祉協議会の職員 | 1人以内 |
| (6) 民生委員児童委員 | 1人以内 |
| (7) 佐倉商工会議所の職員 | 1人以内 |
| (8) 千葉県特別支援学校の職員 | 1人以内 |
| (9) 成田公共職業安定所の職員 | 1人以内 |
| (10) 印旛健康福祉センターの職員 | 1人以内 |
| (11) 佐倉市障害者団体連絡協議会から推薦を受けた当事者 | 3人以内 |
| (12) 市民 | 2人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者計画及び障害福祉計画が策定されるまでの期間とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

4 第3条第11号に掲げる委員は、会長に申し出ることにより、付添人とともに会議に出席することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年 5月21日決裁 佐障第127号）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、障害者計画が策定された日又は障害福祉計画が策定された日のいずれか遅い日をもって、その効力を失う。

6 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会

(任期：令和2年7月31日から令和3年3月31日)

【敬称略】

No.	氏 名	所 属
1	四方田 清	順天堂大学 スポーツ健康科学部健康学科
2	志津 雄一郎	印旛市郡医師会
3	秀島 潔	印旛郡市歯科医師会
4	古川 恭子	印旛健康福祉センター
5	寺島 孝幸	成田公共職業安定所（ハローワーク成田）
6	平賀 博巳	千葉県立印旛特別支援学校
7	土屋 庄一郎	佐倉商工会議所
8	寺田 清美	佐倉市社会福祉協議会
9	須藤 真由美	佐倉市社会福祉施設協議会
10	長谷川 稔	佐倉市民生委員・児童委員協議会
11	大賀 四郎	佐倉市障害者団体等連絡会
12	篠塚 勝夫	佐倉市障害者団体等連絡会
13	夏坂 博文	佐倉市障害者団体等連絡会
14	北澤 誠	公募
15	岡田 恭比呂	公募

～ご存知ですか？「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」～

- ・「ヘルプマーク」

援助を必要としている障害のある方などが身に付け、
周囲の人に支援や配慮を必要としていることを知らせるマークです。



- ・「ヘルプカード」

必要な配慮の内容や緊急連絡先などの詳細な情報が記載できるため、
具体的な援助が得やすくなるカードです。



障害者に関するマークの一例

障害のある方に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するため、国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱したいろいろなシンボルマークがあります。

	◆障害者のための国際シンボルマーク 国際リハビリテーション協会により定められた、障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。		◆ハート・プラスマーク 「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人」を表しています。 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	◆ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発マークです。「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」などを受け入れる施設や店舗などで使用されています。		◆オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している障害者（オストメイト）のための設備があること及びオストメイトであることを表すマークです。 オストメイト対応のトイレの入り口などに表示されています。
	◆耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会		◆身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです（マークの表示については努力義務）。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	◆聴覚障害者のための国際シンボルマーク 世界ろう連盟（WFD）が定めた国際シンボルマークです。 聴覚障害者が通訳などサービスを受けられる場所などで使われます。		◆聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです（マークの表示については義務）。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	◆視覚障害者の国際シンボルマーク 世界盲人連合（WBU）が定めた国際シンボルマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などに付けられており、信号機や国際点字郵便物、書籍・印刷物などに使用されています。		◆聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです（マークの表示については義務）。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った者は、道路交通法の規定により罰せられます。

第6次佐倉市障害者計画
第6期佐倉市障害福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

発行：佐倉市

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

電話 043-484-1111

UD FONT

この冊子は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。